

相馬市国土強靱化地域計画

NATIONAL RESILIENCE ナショナル・レジリエンス

Ver. 1.0

令和2年6月
相馬市

【目次】

第1章 はじめに

- 1 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 3 計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

第2章 基本的な考え方

- 1 基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2 事前に備えるべき目標・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 3 強靱化を推進する上での基本的な方針・・・・・・・・ 5

第3章 地域特性と自然災害リスク

- 1 相馬市の地域特性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 2 相馬市における主な自然災害リスク・・・・・・・・ 9

第4章 脆弱性評価

- 1 脆弱性評価の枠組み及び手順・・・・・・・・・・・・ 1 2
- 2 脆弱性評価の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 4

第5章 強靱化の推進方針

- 1 推進方針の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
- 2 推進方針の具体的内容・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 5
 - 目標1 直接死を最大限防ぐ・・・・・・・・・・・・ 1 6
 - 目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する・・・・・・・・ 4 1
 - 目標3 必要不可欠な行政機能は確保する・・・・・・・・ 5 5
 - 目標4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する・・・・・・・・ 5 9
 - 目標5 経済活動を機能不全に陥らせない・・・・・・・・ 6 2
 - 目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる・・・・・・・・ 6 5
 - 目標7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない・・・・・・・・ 7 2
 - 目標8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する・・・・ 7 7

第6章 計画の推進

- 1 推進体制 83
- 2 進捗管理及び見直し 83

巻末資料

- 巻末資料1 脆弱性評価の結果 85
- 巻末資料2 施策分野ごとの強靱化施策 141

第1章 はじめに

1 計画策定の背景・趣旨

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震とそれに伴う大津波による災害（以下「東日本大震災」という。）は、多くの人的被害及び建物被害に加え、道路などの基幹的な交通基盤の分断、港湾施設の壊滅的被害など、産業・交通・生活基盤において、市内全域に甚大な被害をもたらした。

また、令和元年10月12日の台風19号（以下「令和元年東日本台風」という。）及び10月25日の大雨は、記録的大雨により、宇多川や小泉川などの二級河川の氾濫、都市部の内水氾濫を引き起こし、市内の広範に渡り住宅地や農地等の浸水被害、橋梁の流出等の甚大な被害をもたらした。宇多川の氾濫によって、上水道や工業用水道の導水管が流出し、9日間に渡り市内の多くの地域が断水するなど、市民生活に深刻な被害を与えた。

我が国は地理的及び自然的な特性から、これまで幾度も大規模自然災害等に襲われ、近年、大地震や大型台風、記録的集中豪雨等により、全国各地で甚大な被害が発生している。

国は、東日本大震災の教訓を活かし、近年の激甚化・頻発化する自然災害も踏まえ、大規模自然災害等への備えとして、事前防災・減災と迅速な復旧・復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することで、致命的な被害を負わない「強さ」と迅速に回復できる「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会を平時から構築することを目的に、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」を制定。さらに、平成26年6月に基本法第10条に基づく「国土強靱化基本計画」（以下「基本計画」という。）を策定し、国土の全域にわたる強靱な国づくりを推進している。

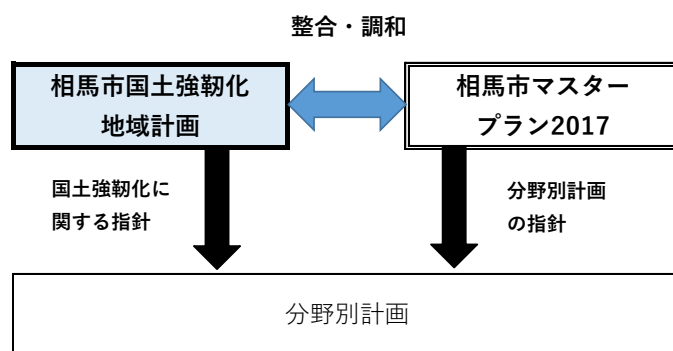
福島県においても、平成30年1月に基本法第13条に基づく「福島県国土強靱化地域計画」（以下「県計画」という。）を策定し、県土の強靱化の取り組みを進めている。

本市は、相馬市総合計画「相馬市マスタープラン2017」で、目標とすべきまちの将来像として「たくましく。地域、暮らしをともに創り、誇りをもてる相馬市へ」を掲げ、「震災から復興した新たな相馬づくり」、「着実な社会資本の整備と計画的な維持管理によるまちづくり」などを施策の主要テーマとし、東日本大震災からの復興や、災害に強いまちづくりを推進しているが、自然災害の激甚化・頻発化に伴い、強靱な地域づくりをより強力かつ計画的に推進していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、本市においても、国土強靱化の趣旨の下、様々な自然災害から人命を守ることを最優先に、地域・経済社会が致命的な被害を負わず迅速に回復できる強靱なまちづくりを目指して、「相馬市国土強靱化地域計画」（以下「本計画」という。）を策定し、国・県と連携しながら、国土強靱化に資する取り組みを計画的に進めていく。

2 計画の位置付け

本計画は、基本法第 13 条に基づく国土強靱化地域計画として、国土強靱化に関する施策を総合的かつ計画的に進めるための指針として策定するものであり、市の最上位計画である相馬市総合計画「相馬市マスタープラン 2017」、相馬市防災計画等との整合を図りつつ、「強靱な地域づくり」という観点において各種計画等の指針となるものである。

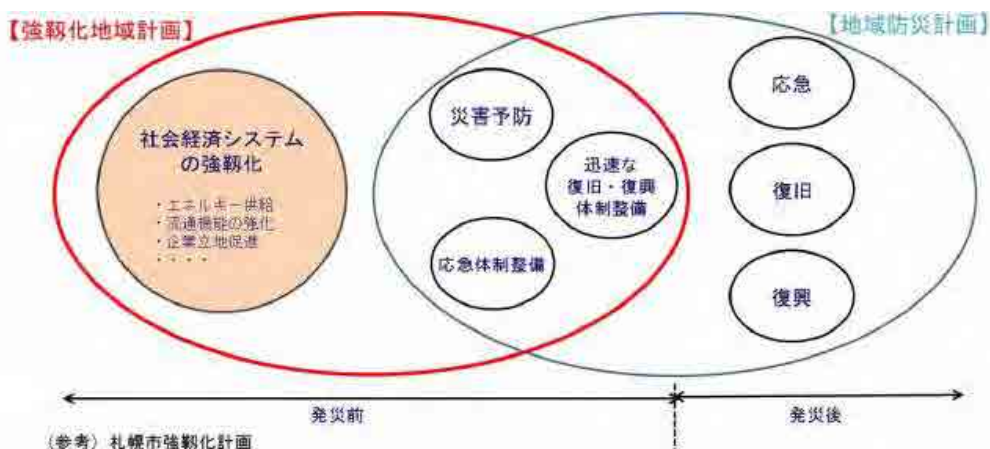


(参考) 国土強靱化地域計画と地域防災計画の比較

地域防災計画は、地震、津波、風水害等の災害の種類ごとに防災に関する業務等を定めるものであり、災害対策を実施する上での予防や発災後の応急対策、復旧に視点を置いた計画である。

これに対し、国土強靱化地域計画は、災害（リスク）に備えるため、起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を明らかにし、それらを回避・軽減するため、平常時からの備えを中心に、事前に取り組むべき具体的施策を定めるものであり、まちづくりの視点も合わせたソフト・ハード両面での包括的な計画である。

(国土強靱化地域計画と地域防災計画との関連図)



(国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)基本編 (内閣官房国土強靱化推進室) より)

(国土強靱化地域計画と地域防災計画との比較表)

	国土強靱化地域計画	地域防災計画
検討アプローチ	地域で想定される自然災害全般	災害の種類ごと
主な対象フェーズ	発災前	発災時・発災後
施策の設定方法	脆弱性評価、リスクシナリオ（起きてはならない最悪の事態）に合わせた施策	—
施策の重点化	○	—

(国土強靱化地域啓作策定ガイドライン(第6版)基本編 (内閣官房国土強靱化推進室) より)

3 計画期間

本計画が対象とする期間は、令和2(2020)年度から令和6(2024)年度の5年間を目標年度とする。

なお、計画期間中においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて柔軟に見直しを行うものとする。

(参考1) なぜ、国土強靱化(ナショナル・レジリエンス)なのですか？



日本は、度重なる大災害により、様々な被害がもたらされてきましたが、災害から得られた教訓を踏まえて対策が強化されてきました(1959年の伊勢湾台風(台風15号)、1995年の阪神・淡路大震災、2011年の東日本大震災)。

(中略)

このような想定外とも言える大規模自然災害の歴史をふり返ると、これまで様々な対策を講じてきたものの甚大な被害により長期間にわたる復旧・復興を繰り返してきました。これを避けるためには、とにかく**人命を守り、また経済社会への被害が致命的なものにならず迅速に回復する、「強さとしなやかさ」を備えた国土、経済社会システムを平時から構築するという発想に基づき継続的に取り組むことが重要**です。

(国土強靱化パンフレット (内閣官房国土強靱化推進室) より)

(参考2) 国の国土強靱化基本計画

国土強靱化とは (※下記ガイドラインより一部抜粋)

国土強靱化とは、大規模自然災害等に備えるため、事前防災・減災と迅速な復旧復興に資する施策を、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組として計画的に実施し、強靱な国づくり・地域づくりを推進するものです。

我が国は、その国土の地理的・地形的・気象的な性格ゆえに、数多くの災害に繰り返し、さいなまれてきました。大地震等の発生度に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、今一度、大規模自然災害等の様々な危険を直視して、平時から大規模災害等に対する備えを行うことが重要です。

このため、以下のように基本目標を設定し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な国土・地域・経済社会の構築に向けた「国土強靱化」(ナショナル・レジリエンス)を推進するものです。

◎国土強靱化の基本的な考え方

[理 念]

●国土強靱化の基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 国家・社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

●災害時でも機能不全に陥らない経済社会システムを平時から確保し、国の経済成長の一躍を担う

[基本的な方針等]

●PDCA サイクルの繰り返しによるマネジメント等

(国土強靱化地域計画策定ガイドライン(第6版)基本編(内閣官房国土強靱化推進室)等より要約)

第2章 基本的な考え方

1 基本目標

国の基本計画、県の地域計画を踏まえ、本市の基本目標として、次の項目を設定する。

1	人命の保護が最大限図られること
2	市及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
3	市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
4	迅速な復旧復興

2 事前に備えるべき目標

基本目標を達成するため、事前に備えるべき目標として、次の項目を設定する。

1	直接死を最大限防ぐ
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
3	必要不可欠な行政機能は確保する
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する
5	経済活動を機能不全に陥らせない
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

3 強靱化を推進する上での基本的な方針

国土強靱化の理念及び基本計画等を踏まえ、次の基本的な方針に基づき、強靱化を推進する。

(1) 強靱化の取組姿勢

- 本市の強靱性を損なう本質的原因について、あらゆる側面から検討する。
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組む。
- 地域の特性を踏まえて、地域の活力を高めつつ、本市全体の災害等に対する抵抗力、回復力、適応力を強化する。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進する。
- 国、県、市、市民及び民間事業者等が適切な相互連携と役割分担の下、「自助」・「共助」・「公助」の取組を推進し、地域防災力の向上に取り組む。
- 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- 既存の社会資本の有効活用、施設等の適切な維持管理、国や県の施策の活用等により、限られた財源において効率的に施策を推進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- 人口減少や少子高齢化、産業・交通事情等、地域の特性や課題に応じ、高齢者、乳幼児、妊産婦、傷病者、障がい者及び外国人等に配慮した施策を講じる。
- 人のつながりやコミュニティ機能の向上に努める。
- 自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第3章 地域特性と自然災害リスク

1 相馬市の地域特性

(1) 位置・地勢・気候

本市は、福島県の東北端に位置し、総面積は197.79㎢で、福島県の約1.4%を占めている。本市西部には阿武隈山系の山地・丘陵地、中部・東部に平坦地と太平洋を配した西高東低の地勢を形成し、この平坦地には地蔵川、小泉川、宇多川、梅川、日下石川の中小河川が東に流れ、太平洋及び内海の松川浦に注いでいる。

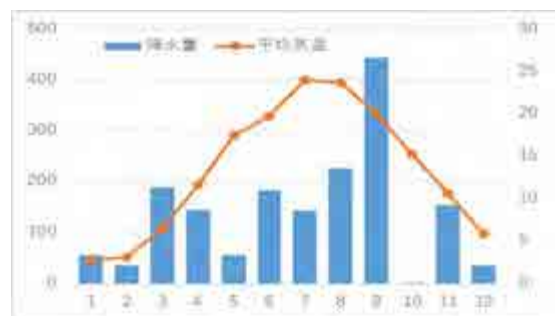
南部は、標高50mから70mの丘陵地が、海岸に向け扇状に展開し、海岸段丘を形成しており、その東端は、侵食されて海食崖となっている。

海岸線の出入りは少なく、平坦部では松川浦の砂州が弧状の砂浜として発達し、南部の海岸と対照的な景観を見せている。

このように、海、川、山と多様な自然環境を有し、海洋性気候により、東北地方の中では比較的温暖な地域であり、降雪も少なく、年間平均気温も13.4℃と、全般的に快適な居住環境にある。



相馬市の位置



平成27年度 月別降水量及び平均気温(福島気象台)

(2) 人口

本市の人口推移を昭和35年から平成27年までの12回の国勢調査でみると、昭和45年から昭和60年までは増加、昭和60年から平成7年までは全体的に横ばいからやや増加という傾向を示し、平成7年から平成22年にかけて減少したものの、平成27年では38,556人と増加している。

なお、平成27年の増加は、東日本大震災による双葉郡浪江町や双葉郡双葉町、相馬郡飯舘村や南相馬市からの避難者を約500戸、応急仮設住宅へ受け入れていることや、復旧・復興事業や東京電力福島第一原子力発電所の事故による、帰還困難区域等の除染事業に従事している作業員等が、長期滞在していたことによるものと考えられる。

また、本市の年齢階層別(3階層別)人口の推移を昭和45年から平成27年までの10回

の国勢調査でみると、年少人口（14歳以下）は年々減少傾向で推移し、生産年齢人口（15歳～64歳）は昭和60年をピークに、その後減少傾向に転じている。

一方、老年人口（65歳以上）は昭和45年から年々増加傾向にあり、少子高齢化が着実に進行している。

昭和45年から平成27年までの45年間の各階層別の推移をみると、年少人口では、4,718人が減少し、平成27年の年少人口比率は12.7%と減少傾向にある。

また、生産年齢人口は、2,000人減少し、各産業の担い手となる層の減少がみられる。

さらに、老年人口は、7,586人増加し、平成27年の老年人口比率は27.8%と増加傾向にある。

単位：人



総人口の推移（国勢調査）



3階層別人口の推移（国勢調査）

(3) 社会基盤

本市では、重要港湾相馬港や相馬中核工業団地の開発によるインフラの整備に伴い、優良な企業の立地が着実に進み、雇用の創出をはじめとする様々な経済活性化効果を地域に与えている。

道路ネットワークについては、首都圏や仙台市へ短時間でアクセスできる常磐自動車道の全線開通や、福島市や隣接する伊達市、さらには山形県と連携する東北中央自動車道の整備が進んでいる。令和元年 12 月には、東北中央自動車道（相馬福島道路）と常磐自動車道が相馬 IC で接続され、道路ネットワークの結節点として重要な機能を発揮している。併せて、市内を縦断する一般国道 6 号や、115 号バイパスも整備されており、今後、福島県北部沿岸地域において、産業・物流・歴史・文化の中心としての役割を担う地域となっている。

鉄道ネットワークについては、市内の東側に、太平洋沿岸を南北に結ぶ JR 常磐線が通っている。東日本大震災の津波による路線流失及び東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響により、一部不通区間があったが、令和 2 年 3 月に全線開通となり、仙台方面だけでなく、浜通り南部や首都圏方面を結ぶ重要な交通網となっている。

2 相馬市における主な自然災害リスク

(1) 地震・津波災害

本市の位置する東日本太平洋沿岸沖には日本海溝があり、北アメリカプレートに太平洋プレートが沈み込んでおり、海溝型地震が頻発している。また、阿武隈山地には、双葉断層が南北に貫いており、直下型地震のリスクも潜在する地域である。

平成 23 年（2011 年）の東日本大震災では、本市は震度 6 弱を観測し、市庁舎等の公共施設をはじめ、多数の市内建造物に被害が発生した。

また、本市は津波被害も繰り返し発生している地域であり、東日本大震災では、相馬港で 9.3m 以上の巨大津波を観測し、原釜地区、尾浜地区、磯部地区など市内沿岸部に甚大な被害をもたらした。

【過去発生した主な地震・津波災害】

➤ 東日本大震災〔平成 23 年 3 月 11 日〕

- ・地震規模 マグニチュード 9.0（震源 三陸沖 深さ 24km）
- ・観測震度 震度 6 弱
- ・津波高 9.3m 以上（相馬港）
- ・死亡者 458 人 全壊家屋 1,087 棟 大規模半壊 254 棟 など

＜東日本大震災 当時の写真＞



市内建造物の地震被害（中村地区）



市内沿岸部の津波被害（東部地区）

（２）風水害・土砂災害

本市には、福島県の管理する二級河川（宇多川、小泉川、梅川、地蔵川、日下石川の各水系）が流れており、阿武隈山地から太平洋に注ぐ形で市を東西に貫いている。

これらの河川は、急流河川が多く、大雨による災害の発生頻度が高く、かつ、流域内における都市化の急速な進展に伴い、流域の持つ保水機能が低下しており、甚大な浸水被害につながるおそれがある地域である。

これまで本市では、台風や豪雨等の影響による風水害・土砂災害が頻発に発生しており、昭和 61 年 8 月の台風 10 号、令和元年東日本台風、10 月 25 日大雨などで、市内二級河川の氾濫、内水氾濫等により市内広域において住宅地や農用地等への甚大な被害が発生した。

【過去発生した主な風水害・土砂災害】

- 昭和 61 年台風 10 号〔昭和 61 年 8 月〕
 - ・浸水家屋 1,497 世帯
 - ・被害額 約 12 億 9,600 万円 など

- 令和元年東日本台風（台風 19 号）、10 月 25 日大雨〔令和元年 10 月〕
 - ・死亡者 2 人
 - ・被災家屋 1,775 棟（令和 2 年 4 月 8 日現在）
 - ・被害額 約 105 億 3,400 万円 など（令和 2 年 4 月 8 日現在）
 - ・降雨量（相馬市災害対策本部の記録より）

令和元年東日本台風	降り始めからの総雨量	天明 600mm、成田 260mm
	1 時間最大雨量	天明 67mm、成田 31mm
10 月 25 日大雨	降り始めからの総雨量	天明 260mm、成田 231mm
	1 時間最大雨量	天明 73mm、成田 50mm

※国土交通省「川の防災情報」HP で確認し、総雨量は観測所の 1 時間ごとの降雨量を累計。

＜令和元年東日本台風等 当時の写真＞



河川の氾濫・水道導水管破損（山上堀坂地区）



河川氾濫の状況（西山地区）



市内浸水被害（中村地区）



土砂災害孤立世帯の救助（山上中井塚地区）



宇多川の破堤による浸水被害（河川右が南飯渕地区、岩子地区、河川左が北飯渕地区、和田地区）
（写真提供：県相双建設事務所）



市道橋の崩壊（中橋）

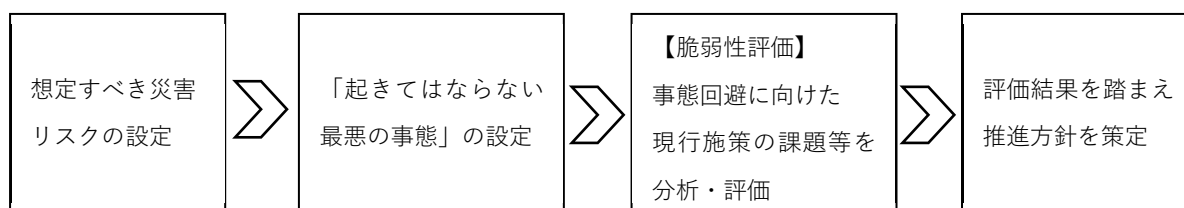


河川氾濫での汚泥をかき出す住民（北飯渕地区）

第4章 脆弱性評価

1 脆弱性評価の枠組み及び手順

『脆弱性評価』とは、本市を大規模自然災害等に対し強くしなやかな地域にするため、本市が抱える課題・弱点（脆弱性）を洗い出し、現行施策について分析・評価するもの。脆弱性評価の結果をもとに、本市に必要な『強靱化施策の推進方針』を策定する。評価は次の枠組みにより実施した。



(1) 対象とする災害リスク

本市に甚大な被害をもたらす可能性がある大規模自然災害全般（地震、津波、風水害、土砂災害等）について、本計画の想定すべき災害リスクの対象とする。

(2) 「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」の設定

第2章で設定した「事前に備えるべき目標」を妨げる事態として、仮に起きたとすれば致命的な影響が生じるものと想定される「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を次のとおり設定する。

事前に備えるべき目標		事態番号	起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）
1	直接死を最大限防ぐ	1-1	地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生
		1-2	大規模津波等による多数の死傷者の発生
		1-3	異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水
		1-4	風水害・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生
		1-5	情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する	2-1	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の物資・エネルギー供給の停止
		2-2	長期にわたる孤立集落等の発生
		2-3	消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
		2-4	医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺
		2-5	被災地における感染症等の大規模発生
		2-6	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生
3	必要不可欠な行政機能は確保する	3-1	市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1	防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止
		4-2	テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	経済活動を機能不全に陥らせない	5-1	サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞
		5-2	食料等の安定供給の停滞
6	ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	6-1	電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止
		6-2	上下水道等の長期間にわたる機能停止
		6-3	地域交通ネットワークが分断する事態
		6-4	異常渇水等による用水の供給途絶
7	制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1	ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-2	原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく
		7-3	農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-4	風評被害等による地域経済等への甚大な影響
8	社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		8-2	復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3	地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4	道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための強靱化施策分野として、11項目の施策分野を設定した。

<個別施策分野>

1	行政機能／消防等
2	住宅・都市
3	保健医療・福祉
4	ライフライン・情報通信
5	経済・産業
6	交通・物流
7	農林水産
8	環境
9	国土保全・土地利用

<横断的分野>

10	リスクコミュニケーション（意識啓発等）
11	老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに関連する現行施策の取組状況や課題等を各課等で分析し、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するための施策群をプログラムとして整理し、プログラムごとに脆弱性の総合的な分析・評価を実施する。

2 脆弱性評価の結果

脆弱性評価の結果は、巻末資料1のとおりである。

第5章 強靱化の推進方針

1 推進方針の策定

第4章における脆弱性評価の結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」を回避するために取り組むべき強靱化施策の推進方針について、「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」（プログラム）ごとに策定した。

なお、当計画で設定した28の「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」は、どの事態が発生した場合であっても、本市に致命的なダメージを与えるものであることから、プログラム単位での重点化や優先順位付けは行わず、全ての強靱化施策について推進を図るものとする。

2 推進方針の具体的内容

本市の強靱化施策の推進方針として策定した具体的内容は、次のとおりである。

なお、施策分野ごとにまとめた強靱化施策は、巻末資料2のとおりである。

◎**強靱化施策の推進方針** （「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに策定）

目標 1 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ
1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

（強靱化施策）

■**住宅・建築物の耐震化等 【施策分野2】【建築課】**

市は、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、相馬市耐震改修促進計画に基づき、支援制度の活用促進、啓発の強化等、住宅・建築物の耐震化に係る取組を推進する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
住宅耐震化率（推計）	(H30 年度) 86.2%	(R6 年度) 95%

■**公営住宅等ストック総合改善事業（刈敷田・黒木田団地）の推進 【施策分野2】【建築課】**

市は、大地震等による建築物の倒壊や外壁等落下物の被害を最小限度に抑えるため、相馬市マスタープラン 2017 及び相馬市営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅の改修を推進する。当該事業は、社会資本整備交付金事業（防災・安全）公営住宅等ストック総合改善事業に該当し、国庫補助を利用しつつ、現在、団地ごと1年に1棟ずつ外壁改修・屋根防水工事を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
市営刈敷田・黒木田団地の外壁改修等実施率	(H31 年度) 57.1%	(R3 年度) 100%

■**公園・広場等の安全対策 【施策分野2】【都市整備課】**

公園・広場等は、住民のレクリエーションのための活動場所や市街地における環境保全・景観形成の役割を有するほか、災害時の指定緊急避難場所や火災の延焼防止機能等の防災機能を備えた公共施設であることから、市は、公園・広場等の屋内施設、遊具、植栽等の適切な維持管理を行い、都市機能の安全性向上と公園利用者の安全確保に努める。

■無電柱化の推進 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

■落石・土砂流入防止施設の整備 【施策分野6】【土木課】

市は、過去に落石が発生した箇所や大雨時に土砂流入が発生しそうな箇所を調査し、法枠や落石防止網などの落石防止施設や法面保護施設の整備を計画的に実施することで、道路通行者の安全確保を図る。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■交通ネットワークの整備 【施策分野6】【土木課】

市は、常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。

■歩行者避難空間の確保 【施策分野6】【土木課】

区画整理事業や道路拡幅事業は住民負担が甚大であるほか、整備効果を発揮するまでに莫大な財源と相当の期間を要することが想定される。このため、比較的短期間でより経済的に効果を発揮させるため、市は、既存道路の側溝施設などを再整備することで新たな歩行区間を構築し、車両と歩行者の安全な避難空間を確保する。

■橋梁・トンネルの耐震対策 【施策分野6】【土木課】

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、市は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

■橋梁・トンネルの長寿命化 【施策分野6、11】【土木課】

市は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化 【施策分野3、11】【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、市教育委員会は、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、市教育委員会は、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
小中学校トイレの洋式化	(R1年度) 70%	(R2年度) 100%
中学校の防災機能強化（手すりの設置）	(R1年度) 0%	(R2年度) 100%

■公共施設等総合管理計画の推進 【施策分野1、11】【財政課】

市が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える施設も多く見込まれている。避難施設となる学校等の各施設をはじめ、道路、橋梁などは災害対応上欠かせない施設であり、機能確保が求められる。そのため、市は、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化に努めながら、更新・統廃合・転用及び長寿命化などに取り組み、公共施設等の総合的なマネジメントを今後も計画的に進めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
公共施設等総合管理計画の策定、推進	(R1年度) 策定済み	(R6年度) 継続実施

■防災行政無線システムの適正な管理・運用 【施策分野1、4】【地域防災対策室】

市が新たに整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的に確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線システムの適正管理・運用	(H26年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線の内容確認電話の回線増設	(R1 年度) 未実施	(R2 年度) 実施

■緊急情報の伝達手段の多重化 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急情報の伝達手段の多重化	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■消防団の充実強化 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実にも今後も継続して取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
教育訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施
消防車両、消防資機材の更新	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■自主防災組織の育成支援 【施策分野 10】【地域防災対策室】

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援を実施する。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
自主防災組織の防災訓練に対する助成制度の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■救急・救命体制の整備 【施策分野 3、10】【地域防災対策室】

市は、市内の学校や公民館、スポーツ施設等の公共施設に設置した AED（自動体外式除細動器）について、市ホームページに掲載し情報発信を行うとともに、相馬消防署及び救急救命ボランティア団体と連携しながら、幅広い年齢層を対象に救命講習会を開催し、心肺蘇生法や AED の技術習得の普及など、救命率の向上に今後も継続して取り組む。また、市は、救急救命ボランティア団体の活動に補助金を交付し、今後も継続して活動支援を行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
普通救命講習会の新規受講者数	(R1 年度) 593 人／年	(R6 年度) 800 人／年

■避難所の開設運営 【施策分野 3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく。また、市は、避難所における避難者の生活ニーズに対し、可能な限り対応できるような体制を整備していく。

■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設 【施策分野 3】【教育委員会総務課】

避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、市教育委員会は、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る。

■保護者への迅速で確実な情報伝達 【施策分野 10】【学校教育課】

市教育委員会は、各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
情報伝達訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災教育の推進 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、市教育委員会は、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく。各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく。

市が新たな洪水ハザードマップ、津波ハザードマップを作成したことから、各学校においては、浸水域の変更など状況に合わせて学校防災計画等の見直しを実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

リスクシナリオ
1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

(強靱化施策)

■津波避難路等の整備 【施策分野6】【土木課】

市は、津波発生時に高台へ避難するための道路等の整備について、早期完成に向け事業を進めていく。また、避難者に対し避難路へ誘導するための、分かりやすい表示板等の設置を実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難道路の整備率	(R1年度) 87%	(R2年度) 100%

■津波の一時避難場所標識の設置 【施策分野10】【地域防災対策室】

市は、津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげるため、平成30年度にすべての津波の一時避難場所6箇所について標識を作製・設置したが、令和元年度に避難場所等の見直しを行い、新たに高平公園を津波の一時避難場所に指定したことから、当該公園の津波の一時避難場所標識を作製・設置し、津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげる。

施策に関連する指標	現状値	目標値
津波の一時避難場所標識の設置数	(H30年度) 6箇所	(R2年度) 7箇所

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備(再掲) 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化(再掲) 【施策分野3、11】

【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、市教育委員会は、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、市教育委員会は、学校施設の長寿命

化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
小中学校トイレの洋式化	(R1 年度) 70%	(R2 年度) 100%
中学校の防災機能強化（手すりの設置）	(R1 年度) 0%	(R2 年度) 100%

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市が新たに整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的に確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線システムの適正管理・運用	(H26 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線の内容確認電話の回線増設	(R1 年度) 未実施	(R6 年度) 実施

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急情報の伝達手段の多重化	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
教育訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施
消防車両、消防資機材の更新	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援を実施する。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
自主防災組織の防災訓練に対する助成制度の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■津波ハザードマップの作成、活用の促進 【施策分野 10】【地域防災対策室】

市は、県の津波浸水想定区域をもとに令和 2 年 3 月に作成した津波ハザードマップについて、市民や学校、関係機関等へ広く配布するほか、市ホームページへ掲載し広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、津波に対する防災意識の向上を図る。また、市は、各学校や自主防災組織等の防災訓練において津波ハザードマップを活用し

てもらうよう働きかけを行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
津波ハザードマップの作成、周知・活用の促進	(R1年度) 作成済み	(R6年度) 周知・活用促進

■避難所の開設運営（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく。また、市は、避難所における避難者の生活ニーズに対し、可能な限り対応できるような体制を整備していく。

■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設（再掲） 【施策分野3】

【教育委員会総務課】

避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、市教育委員会は、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る。

■保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲） 【施策分野10】

【学校教育課】

市教育委員会は、各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
情報伝達訓練の実施	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■防災教育の推進（再掲） 【施策分野10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、市教育委員会は、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく。各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく。

市が新たな洪水ハザードマップ、津波ハザードマップを作成したことから、各学校においては、浸水域の変更など状況に合わせて学校防災計画等の見直しを実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

リスクシナリオ

1-3 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

(強靱化施策)

■浸水対策事業 【施策分野2】【下水道課】

被害を最小限度に抑えるため河川管理者との連携を一層強化しつつ、予測が難しい浸水被害に迅速かつ柔軟に対応するため、市は、排水ポンプ車を導入し、浸水被害の低減と被災地区の早期復旧を図る。排水ポンプ車による円滑な排水活動を行うため、市は、市総合建設業組合と連携した体制を構築し、定期的な訓練等を実施するとともに、必要がある場合は釜場の整備を進める。また、市は、既存のポンプ場等の排水設備だけでなく、浸水被害発生状況を踏まえ、必要がある場合は新たな排水設備等の設置を検討する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
排水ポンプ車の導入	(R1年度) 0台	(R2年度) 2台

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化 【施策分野2】【下水道課】

河川の氾濫による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大規模地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限度に抑え、災害時にも適切に機能を発揮するため、市は、排水先の二級河川管理者である県との連携を一層強化し、耐震化・耐浸水化等の構造強化を図る。小泉川ポンプ場については、耐震実施計画に基づき、耐震化・耐浸水化等に早急に取り組む。また、耐震化に併せて一部設備の長寿命化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
雨水排水機場の耐震化率	(R1年度) 75%	(R6年度) 100%

■公共下水道施設の計画的な改築更新 【施策分野2、8、11】【下水道課】

市は、下水道施設のストックマネジメント計画により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改修により老朽化対策を推進する。点検で確認された不具合は緊急性、重要性等の面からリスク評価を行い、計画的に修繕・改修を実施する。また、市は、改修に併せて、津波・洪水等により浸水被害が想定される施設について、設備の耐浸水化の検討を行い機能強化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
公共下水道施設の計画的な点検・改築	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■湛水防除施設の整備等 【施策分野7】【農林水産課】

市は、湛水被害の発生防止のために必要な施設整備を行うとともに、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切に更新・維持管理を行っていく（なお、災害時でも施設にアクセス可能な道路の整備を行う必要がある）。

■河川の改修の推進・維持管理の強化等 【施策分野9】【都市整備課】

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、市は、令和元年東日本台風で被害のあった宇多川、小泉川等をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に強く要請を行う。

市は、宇多川、小泉川において、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を河川管理者である県に要請するとともに、それらの活用により、国・県と連携し、各河川の水位状況を市民に適切に情報提供を行う。

■普通河川の土砂浚渫 【施策分野9】【土木課】

市は、普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、年次計画を作成して計画的に土砂浚渫を行い、雨水流下能力を確保する。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。

■歩行者避難空間の確保（再掲） 【施策分野6】【土木課】

区画整理事業や道路拡幅事業は住民負担が甚大であるほか、整備効果を発揮するまでに莫大な財源と相当の期間を要することが想定される。このため、比較的短期間でより経済的に効果を発揮させるため、市は、既存道路の側溝施設などを再整備することで新たな歩行区間を構築し、車両と歩行者の安全な避難空間を確保する。

リスクシナリオ

1-4 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生

（強靱化施策）

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

被害を最小限度に抑えるため河川管理者との連携を一層強化しつつ、予測が難しい浸水被害に迅速かつ柔軟に対応するため、市は、排水ポンプ車を導入し、浸水被害の低減と被災地区の早期復旧を図る。排水ポンプ車による円滑な排水活動を行うため、市は、市総合建設業組合と連携した体制を構築し、定期的な訓練等を実施するとともに、必要がある場合は釜場の整備を進める。また、市は、既存のポンプ場等の排水設備だけでなく、浸水被害発生の状況を踏まえ、必要がある場合は新たな排水設備等の設置を検討する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
排水ポンプ車の導入	(R1年度) 0台	(R2年度) 2台

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

河川の氾濫による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大規模地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限度に抑え、災害時にも適切に機能を発揮するため、市は、排水先の二級河川管理者である県との連携を一層強化し、耐震化・耐浸水化等の構造強化を図る。小泉川ポンプ場については、耐震実施計画に基づき、耐震化・耐浸水化等に早急に取り組む。また、耐震化に併せて一部設備の長寿命化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
雨水排水機場の耐震化率	(R1年度) 75%	(R6年度) 100%

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、市は、令和元年東日本台風で被害のあった宇多川、小泉川等をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に強く要請を行う。

市は、宇多川、小泉川において、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を河川管理者である県に要請するとともに、それらの活用により、国・県と連携し、各河川の水位状況を市民に適切に情報提供を行う。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

市は、普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、年次計画を作成して計画的に土砂浚渫を行い、雨水流下能力を確保する。

■土砂災害防止対策の推進 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備について、市は、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけを行い、事業の促進を図る。また、市は、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、河川内の堆砂除去や老朽化した施設の更新や適切な維持管理等について、県に要請を行う。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、過去に落石が発生した箇所や大雨時に土砂流入が発生しそうな箇所を調査し、法枠や落石防止網などの落石防止施設や法面保護施設の整備を計画的に実施することで、道路通行者の安全確保を図る。

■森林の整備及び治山施設の整備 【施策分野7、9】【農林水産課】

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、市は、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩壊等の山地災害が発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を県に要望していく。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、市は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化（再掲） 【施策分野3、11】

【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、市教育委員会は、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、市教育委員会は、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
小中学校トイレの洋式化	(R1年度) 70%	(R2年度) 100%
中学校の防災機能強化（手すりの設置）	(R1年度) 0%	(R2年度) 100%

■公園・広場等の安全対策（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

公園・広場等は、住民のレクリエーションのための活動場所や市街地における環境保全・景観形成の役割を有するほか、災害時の指定緊急避難場所や火災の延焼防止機能等の防災機能を備えた公共施設であることから、市は、公園・広場等の屋内施設、遊具、植栽等の適切な維持管理を行い、都市機能の安全性向上と公園利用者の安全確保に努める。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

■公営住宅等ストック総合改善事業（刈敷田・黒木田団地）の推進（再掲）

【施策分野 2】【建築課】

市は、大地震等による建築物の倒壊や外壁等落下物の被害を最小限度に抑えるため、相馬市マスタープラン 2017 及び相馬市営住宅長寿命化計画に基づき、公営住宅の改修を推進する。当該事業は、社会資本整備交付金事業（防災・安全）公営住宅等ストック総合改善事業に該当し、国庫補助を利用しつつ、現在、団地ごと 1 年に 1 棟ずつ外壁改修・屋根防水工事を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
市営刈敷田・黒木田団地の外壁改修等 実施率	(H31 年度) 57.1%	(R3 年度) 100%

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市が新たに整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的に確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線システムの適正管理・運用	(H26 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線の内容確認電話の回線増設	(R1 年度) 未実施	(R2 年度) 実施

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メ

ール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急情報の伝達手段の多重化	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
教育訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施
消防車両、消防資機材の更新	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援を実施する。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
自主防災組織の防災訓練に対する助成制度の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■洪水ハザードマップの作成、活用の促進 【施策分野 10】 【地域防災対策室】

市は、県の宇多川及び小泉川浸水想定区域をもとに令和2年3月に作成した両河川の洪水ハザードマップについて、市民や学校、関係機関等へ広く配布するほか、市ホームページへ掲載し広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、大雨洪水、浸水被害等に対する防災意識の向上を図る。また、市は、各学校や自主防災組織等の防災訓練において洪水ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
洪水ハザードマップの作成、周知・活用の促進	(R1年度) 作成済み	(R6年度) 周知・活用促進

■土砂災害ハザードマップの作成、活用の促進 【施策分野10】【地域防災対策室】

市は、県の土砂災害警戒区域をもとに平成30年3月に作成した土砂災害ハザードマップを市民や学校、関係機関等へ広く配布し、市ホームページへ掲載し広く周知に努めている。引き続き、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害に対する防災意識の向上を図るため周知に努める。また、市は、各学校や自主防災組織等の防災訓練において土砂災害ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害ハザードマップの作成、周知・活用の促進	(H29年度) 作成済み	(R6年度) 周知・活用促進

■避難所の開設運営（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく。また、市は、避難所における避難者の生活ニーズに対し、可能な限り対応できるような体制を整備していく。

■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設（再掲） 【施策分野3】

【教育委員会総務課】

避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、市教育委員会は、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る。

■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 【施策分野3】

【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者に

ついて、大雨洪水時に避難情報を伝達し、福祉避難所を開設して安全の確保に取り組むとともに、必要に応じて福祉避難所までの移送支援を行っており、今後も継続して取り組んでいく。また、市は、福祉避難所数を増やすことの検討や、福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりを行う。

■避難行動要支援者の把握 【施策分野3】【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、把握に努めている。市は、支援対象となる避難行動要支援者を明確にし、大雨洪水時における円滑な避難の支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新しており、今後も継続して取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難行動要支援者名簿の更新	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 更新継続

■保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲） 【施策分野10】

【学校教育課】

市教育委員会は、各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
情報伝達訓練の実施	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■防災教育の推進（再掲） 【施策分野10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、市教育委員会は、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく。各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく。

市が新たな洪水ハザードマップ、津波ハザードマップを作成したことから、各学校においては、浸水域の変更など状況に合わせて学校防災計画等の見直しを実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災訓練の実施	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

リスクシナリオ
1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

(強靱化施策)

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市が新たに整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的に確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線システムの適正管理・運用	(H26 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線の内容確認電話の回線増設	(R1 年度) 未実施	(R2 年度) 実施

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急情報の伝達手段の多重化	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
教育訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施
消防車両、消防資機材の更新	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援を実施する。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
自主防災組織の防災訓練に対する助成制度の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■津波ハザードマップの作成、活用の促進（再掲）【施策分野 10】

【地域防災対策室】

市は、県の津波浸水想定区域をもとに令和 2 年 3 月に作成した津波ハザードマップについて、市民や学校、関係機関等へ広く配布するほか、市ホームページへ掲載し広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、津波に対する防災意識の向上を図る。また、市は、各学校や自主防災組織等の防災訓練において津波ハザードマップを活用してもらおうよう働きかけを行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
津波ハザードマップの作成、周知・活用の促進	(R1 年度) 作成済み	(R6 年度) 周知・活用促進

■洪水ハザードマップの作成、活用の促進（再掲） 【施策分野 10】

【地域防災対策室】

市は、県の宇多川及び小泉川浸水想定区域をもとに令和 2 年 3 月に作成した両河川の洪水ハザードマップについて、市民や学校、関係機関等へ広く配布するほか、市ホームページへ掲載し広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、大雨洪水、浸水被害等に対する防災意識の向上を図る。また、市は、各学校や自主防災組織等の防災訓練において洪水ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
洪水ハザードマップの作成、周知・活用の促進	(R1 年度) 作成済み	(R6 年度) 周知・活用促進

■土砂災害ハザードマップの作成、活用の促進（再掲） 【施策分野 10】

【地域防災対策室】

市は、県の土砂災害警戒区域をもとに平成 30 年 3 月に作成した土砂災害ハザードマップを市民や学校、関係機関等へ広く配布し、市ホームページへ掲載し広く周知に努めている。引き続き、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害に対する防災意識の向上を図るため周知に努める。また、市は、各学校や自主防災組織等の防災訓練において土砂災害ハザードマップを活用してもらうよう働きかけを行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
土砂災害ハザードマップの作成、周知・活用の促進	(H29 年度) 作成済み	(R6 年度) 周知・活用促進

■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営（再掲） 【施策分野 3】

【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、大雨洪水時に避難情報を伝達し、福祉避難所を開設して安全の確保に取り組むとともに、必要に応じて福祉避難所までの移送支援を行っており、今後も継続して取り組んでいく。また、市は、福祉避難所数を増やすことの検討や、福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりを行う。

■避難行動要支援者の把握（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、把握に努めている。市は、支援対象となる避難行動要支援者を明確にし、大雨洪水時における円滑な避難の支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新しており、今後も継続して取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難行動要支援者名簿の更新	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 更新継続

■保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲） 【施策分野10】

【学校教育課】

市教育委員会は、各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
情報伝達訓練の実施	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、市は、令和元年東日本台風で被害のあった宇多川、小泉川等をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に強く要請を行う。

市は、宇多川、小泉川において、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を河川管理者である県に要請するとともに、それらの活用により、国・県と連携し、各河川の水位状況を市民に適切に情報提供を行う。

■道路管理者間の連携体制の構築 【施策分野6】【都市整備課】

災害時における道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、市は、平時から災害時の情報共有の方法、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努める。

■津波避難路等の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、津波発生時に高台へ避難するための道路等の整備について、早期完成に向け事業を進めていく。また、避難者に対し避難路へ誘導するための、分かりやすい表示板等の設置を実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難道路の整備率	(R1 年度) 87%	(R2 年度) 100%

■津波の一時避難場所標識の設置（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

市は、津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげるため、平成 30 年度にすべての津波の一時避難場所 6 箇所について標識を作製・設置したが、令和元年度に避難場所等の見直しを行い、新たに高平公園を津波の一時避難場所に指定したことから、当該公園の津波の一時避難場所標識を作製・設置し、津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげる。

施策に関連する指標	現状値	目標値
津波の一時避難場所標識の設置数	(H30 年度) 6 箇所	(R2 年度) 7 箇所

■歩行者避難空間の確保（再掲） 【施策分野 6】【土木課】

区画整理事業や道路拡幅事業は住民負担が甚大であるほか、整備効果を発揮するまでに莫大な財源と相当の期間を要することが想定される。このため、比較的短期間でより経済的に効果を発揮させるため、市は、既存道路の側溝施設などを再整備することで新たな歩行区間を構築し、車両と歩行者の安全な避難空間を確保する。

目標2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の物資・エネルギー供給の停止

(強靱化施策)

■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 【施策分野1、4、10】【地域防災対策室】

市は、日頃から防災備蓄倉庫の電動式移動ラックの運転管理を適切に行うとともに、ペットボトル飲料水、缶入りパン、副食、毛布等の備蓄品を、本市での災害発生時の避難者配付用として、また、他自治体が被災した場合の支援物資配付用として活用するため、消費期限を適宜確認しながら、必要な物資の種類及び数量の管理を今後も適正に行う。市は、市民や児童生徒、各種団体等による防災備蓄倉庫の視察研修、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行っており、今後も取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災備蓄倉庫の適正な管理・運営	(H25年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■断水時の給水活動体制の整備 【施策分野4】【財政課】

本市では、令和元年度の台風により、河川が氾濫し、水源地から相馬地方広域水道企業団までの導水管が寸断され、市内全域で上水道供給が停止した。災害や事故等により上水道施設が寸断された場合の断水被害に対応するため、市は、給水車を導入し、相馬地方広域水道企業団と連携を図りながら、非常時に対応できる迅速な給水活動体制を整備する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
給水車の導入	(R1年度) 0台	(R2年度) 1台

■相馬工業用水道設備の強靱化 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風で断水被害を受けた市内の工業用水利用者から市に対し、工業用水道設備の強靱化を求める要望が寄せられている。工業用水の安定的な供給は、事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のため必要不可欠なことから、市は、取組主体である県に対し、導水管複線化等の強靱化事業の早期完了に向け要望を続けていく。

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

被害を最小限度に抑えるため河川管理者との連携を一層強化しつつ、予測が難しい浸水被害に迅速かつ柔軟に対応するため、市は、排水ポンプ車を導入し、浸水被害の低減と被災地区の早期復旧を図る。排水ポンプ車による円滑な排水活動を行うため、市は、市総合建設業組合と連携した体制を構築し、定期的な訓練等を実施するとともに、必要がある場合は釜場の整備を進める。また、市は、既存のポンプ場等の排水設備だけでなく、浸水被害発生状況を踏まえ、必要がある場合は新たな排水設備等の設置を検討する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
排水ポンプ車の導入	(R1年度) 0台	(R2年度) 2台

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

河川の氾濫による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大規模地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限度に抑え、災害時にも適切に機能を発揮するため、市は、排水先の二級河川管理者である県との連携を一層強化し、耐震化・耐浸水化等の構造強化を図る。小泉川ポンプ場については、耐震実施計画に基づき、耐震化・耐浸水化等に早急に取り組む。また、耐震化に併せて一部設備の長寿命化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
雨水排水機場の耐震化率	(R1年度) 75%	(R6年度) 100%

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、市は、令和元年東日本台風で被害のあった宇多川、小泉川等をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に強く要請を行う。

市は、宇多川、小泉川において、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を河川管理者である県に要請するとともに、それらの活用により、国・県と連携し、各河川の水位状況を市民に適切に情報提供を行う。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

市は、普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、年次計画を作成して計画的に土砂浚渫を行い、雨水流下能力を確保する。

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備について、市は、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけを行い、事業の促進を図る。また、市は、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、河川内の堆砂除去や老朽化した施設の更新や適切な維持管理等について、県に要請を行う。

■緊急輸送道路の防災・減災対策 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。市管理の緊急輸送道路について、重要物流道路への指定に向けた手続き等を進め、災害時の円滑な輸送路の確保に努める。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】 【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、市は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

リスクシナリオ

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

(強靱化施策)

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備について、市は、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけを行い、事業の促進を図る。また、市は、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、河川内の堆砂除去や老朽化した施設の更新や適切な維持管理等について、県に要請を行う。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、過去に落石が発生した箇所や大雨時に土砂流入が発生しそうな箇所を調査し、法枠や落石防止網などの落石防止施設や法面保護施設の整備を計画的に実施することで、道路通行者の安全確保を図る。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。市管理の緊急輸送道路について、重要物流道路への指定に向けた手続き等を進め、災害時の円滑な輸送路の確保に努める。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。

■農道・林道の整備 【施策分野7】【農林水産課、土木課】

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の

寸断に伴う輸送機能の停止や排水機場等の孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、市は、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

■道路管理者間の連携体制の構築（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害時における道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、国・県・市の各道路管理者が災害時に相互協力した対応をとれるよう、市は、平時から災害時の情報共有の方法、事前の迂回路の計画や除雪の相互応援等について検討し、連携体制の構築に努める。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、市は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

被害を最小限度に抑えるため河川管理者との連携を一層強化しつつ、予測が難しい浸水被害に迅速かつ柔軟に対応するため、市は、排水ポンプ車を導入し、浸水被害の低減と被災地区の早期復旧を図る。排水ポンプ車による円滑な排水活動を行うため、市は、市総合建設業組合と連携した体制を構築し、定期的な訓練等を実施するとともに、必要がある場合は釜場の整備を進める。また、市は、既存のポンプ場等の排水設備だけでなく、浸水被害発生状況を踏まえ、必要がある場合は新たな排水設備等の設置を検討する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
排水ポンプ車の導入	(R1年度) 0台	(R2年度) 2台

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

河川の氾濫による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大規模地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限度に抑え、災害時にも適切に機能を発揮するため、市は、排水先の二級河川管理者である県との連携を一層強化し、耐震化・耐浸水化等の構造強化を図る。小泉川ポンプ場については、耐震実施計画に基づき、耐震化・

耐浸水化等に早急に取り組む。また、耐震化に併せて一部設備の長寿命化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
雨水排水機場の耐震化率	(R1 年度) 75%	(R6 年度) 100%

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、市は、令和元年東日本台風で被害のあった宇多川、小泉川等をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に強く要請を行う。

市は、宇多川、小泉川において、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を河川管理者である県に要請するとともに、それらの活用により、国・県と連携し、各河川の水位状況を市民に適切に情報提供を行う。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

市は、普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、年次計画を作成して計画的に土砂浚渫を行い、雨水流下能力を確保する。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

リスクシナリオ

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

(強靱化施策)

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
教育訓練の実施	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施
消防車両、消防資機材の更新	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野10】【地域防災対策室】

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援を実施する。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成29年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する。

■救急・救命体制の整備（再掲） 【施策分野3、10】【地域防災対策室】

市は、市内の学校や公民館、スポーツ施設等の公共施設に設置したAED（自動体外式除細動器）について、市ホームページに掲載し情報発信を行うとともに、相馬消防署及び救急救命ボランティア団体と連携しながら、幅広い年齢層を対象に救命講習会を開催し、心肺蘇生法やAEDの技術習得の普及など、救命率の向上に今後も継続して取り組む。また、市は、救急救命ボランティア団体の活動に補助金を交付し、今後も継続して活動支援を行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
普通救命講習会の新規受講者数	(R1 年度) 593 人／年	(R6 年度) 800 人／年

リスクシナリオ

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

(強靱化施策)

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。市管理の緊急輸送道路について、重要物流道路への指定に向けた手続き等を進め、災害時の円滑な輸送路の確保に努める。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風で断水被害を受けた市内の工業用水利用者から市に対し、工業用水道設備の強靱化を求める要望が寄せられている。工業用水の安定的な供給は、事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のため必要不可欠なことから、市は、取組主体である県に対し、導水管複線化等の強靱化事業の早期完了に向け要望を続けていく。

リスクシナリオ

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

(強靱化施策)

■感染症予防対策の推進 【施策分野3】【保健センター】

感染症等の大規模発生を防ぐには、常日頃からの感染症対策が必要である。市は、手洗いの励行、咳エチケットの遵守などの感染症予防に関する知識の普及を行い、市民が感染症予防に関する知識をもてるよう、市ホームページ、広報などで随時、啓発を行う。また、避難所開設時の際の感染症予防のための注意事項をまとめ、そのための衛生用品の準備を行い非常時に備える。

また、ワクチン接種も感染症予防のために重要であることから、市内幼稚園、小学校、医療機関などと連携し接種勧奨を行い接種率向上に努める。

施策に関連する指標	現状値	目標値
予防接種事業の実施	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■家畜伝染病対策の充実強化 【施策分野7、8】【農林水産課】

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、市は、防疫演習への参加等を行い、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る。

■公共下水道施設の計画的な改築更新(再掲) 【施策分野2、8、11】【下水道課】

市は、下水道施設のストックマネジメント計画により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改修により老朽化対策を推進する。点検で確認された不具合は緊急性、重要性等の面からリスク評価を行い、計画的に修繕・改修を実施する。また、市は、改修に併せて、津波・洪水等により浸水被害が想定される施設について、設備の耐浸水化の検討を行い機能強化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
公共下水道施設の計画的な点検・改築	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■合併処理浄化槽への転換促進 【施策分野8】【下水道課】

市は、公共下水道区域外に居住し、老朽化した単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用して

いる世帯に対し、汚水処理に関する啓蒙活動や補助事業の周知活動を行い、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延防止のため、合併処理浄化槽への転換促進を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
合併処理浄化槽への転換基数	(R1年度) 5基/年	(R6年度) 5基/年

リスクシナリオ
2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

(強靱化施策)

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化（再掲） 【施策分野3、11】

【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、市教育委員会は、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、市教育委員会は、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
小中学校トイレの洋式化	(R1年度) 70%	(R2年度) 100%
中学校の防災機能強化（手すりの設置）	(R1年度) 0%	(R2年度) 100%

■地区公民館の老朽化対策 【施策分野3、11】【中央公民館】

地区公民館は市地域防災計画で指定緊急避難所として位置づけられており、このうち、日立木、八幡、玉野地区の3館については、築30年を超え老朽化している。

また、市は、市公共施設等総合管理計画で施設の改築などを計画的に位置づけ、当該計画内の個別施設計画（公民館編）では、上記3館が「老朽化が進行している状態」を意味する「B」建物として表記されており、今後改修等の検討を行っていく。

■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲） 【施策分野2、8、11】【下水道課】

市は、下水道施設のストックマネジメント計画により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改修により老朽化対策を推進する。点検で確認された不具合は緊急性、重要性等の面からリスク評価を行い、計画的に修繕・改修を実施する。また、市は、改修に併せて、津波・洪水等により浸水被害が想定される施設について、設備の耐浸水化の検討を行い機能強化を図る。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
公共下水道施設の計画的な点検・改築	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■避難所の開設運営（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく。また、市は、避難所における避難者の生活ニーズに対し、可能な限り対応できるような体制を整備していく。

■感染症予防対策の推進（再掲） 【施策分野3】【保健センター】

感染症等の大規模発生を防ぐには、常日頃からの感染症対策が必要である。市は、手洗いの励行、咳エチケットの遵守などの感染症予防に関する知識の普及を行い、市民が感染症予防に関する知識をもてるよう、市ホームページ、広報などで随時、啓発を行う。また、避難所開設時の際の感染症予防のための注意事項をまとめ、そのための衛生用品の準備を行い非常時に備える。

また、ワクチン接種も感染症予防のために重要であることから、市内幼稚園、小学校、医療機関などと連携し接種勧奨を行い接種率向上に努める。

施策に関連する指標	現状値	目標値
予防接種事業の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営（再掲） 【施策分野1、4、10】

【地域防災対策室】

市は、日頃から防災備蓄倉庫の電動式移動ラックの運転管理を適切に行うとともに、ペットボトル飲料水、缶入りパン、副食、毛布等の備蓄品を、本市での災害発生時の避難者配付用として、また、他自治体が被災した場合の支援物資配付用として活用するため、消費期限を適宜確認しながら、必要な物資の種類及び数量の管理を今後も適正に行う。市は、市民や児童生徒、各種団体等による防災備蓄倉庫の視察研修、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行っており、今後も取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災備蓄倉庫の適正な管理・運営	(H25 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営（再掲） 【施策分野3】

【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、大雨洪水時に避難情報を伝達し、福祉避難所を開設して安全の確保に取り組むとともに、必要に応じて福祉避難所までの移送支援を行っており、今後も継続して取り組んでいく。また、市は、福祉避難所数を増やすことの検討や、福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりを行う。

■避難行動要支援者の把握（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、把握に努めている。市は、支援対象となる避難行動要支援者を明確にし、大雨洪水時における円滑な避難の支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新しており、今後も継続して取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
避難行動要支援者名簿の更新	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 更新継続

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

(強靱化施策)

■防災拠点施設の機能確保 【施策分野1】【財政課】

災害発生時に災害対策本部が置かれる市役所本庁舎は、防災拠点施設としての機能維持のため、72時間分の災害時の非常用自家発電機や免震構造を備えている。防災拠点施設として機能不全の事態にならないよう、市は、今後も継続して施設・設備の定期点検や保守管理を適切に行い、機能維持に努めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
市役所本庁舎の定期点検、保守管理	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 更新継続

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市が新たに整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的を確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線システムの適正管理・運用	(H26年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線の内容確認電話の回線増設	(R1 年度) 未実施	(R2 年度) 実施

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急情報の伝達手段の多重化	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

民間通信事業者の回線が停止した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線により、県や市町村、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、音声や FAX による災害情報等の受伝達が可能となっている。大規模災害発生時でもシステムの機能が喪失されないよう、市は県と連携しながら定期的な点検を実施するなど、システムの管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
福島県総合防災情報ネットワークシステムの定期点検	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営（再掲） 【施策分野 1、4、10】

【地域防災対策室】

市は、日頃から防災備蓄倉庫の電動式移動ラックの運転管理を適切に行うとともに、ペットボトル飲料水、缶入りパン、副食、毛布等の備蓄品を、本市での災害発生時の避難者配付用として、また、他自治体が被災した場合の支援物資配付用として活用するため、消費期限を適宜確認しながら、必要な物資の種類及び数量の管理を今後も適正に行う。市は、市民や児童生徒、各種団体等による防災備蓄倉庫の視察研修、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行っており、今後も取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災備蓄倉庫の適正な管理・運営	(H25 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■地域防災計画の修正 【施策分野 1、10】【地域防災対策室】

災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画について、市は、国・県等の関係機関による防災対策の修正等を反映するとともに、さらには本市で発生した災害の対応や訓練等で明らかになった改善点等を反映し、市防災体制の充実強化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
地域防災計画の修正	(R1 年度) 修正済み	(R6 年度) 随時修正

■業務継続計画（BCP）の策定・修正 【施策分野 1】【地域防災対策室】

市は、業務継続計画（BCP）の内容について職員の理解を深めるとともに、地域防災計画の修正内容や本市で発生した災害時の対応の検証、職員の防災訓練等を踏まえながら、必要な人員や物資、対応手順の点検・検証等を行い、災害発生時に職員が取り組む非常時優先業務の内容及び優先順位等について意識の共有を図る。大規模災害発生時においても、行政機能低下に伴う市民生活の影響を最小限にとどめるため、市は、非常時優先業務を迅速かつ的確に実施できる体制の構築に取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
業務継続計画（BCP）の策定・修正	(R1 年度) 策定済み	(R6 年度) 随時修正

■ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）等 【施策分野 1】【情報政策課】

市は、大規模災害が発生した場合であっても、重要業務に係る情報システムを中断させず、または中断に至ったとしてもできるだけ早期に復旧させるため、「ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）」を策定する。

市は、各情報システムの耐災害性を強化するため、機器の更新に併せて民間データセンターへのハウジングやホスティング、クラウドの利用等を検討し、運用管理の見直しを行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）の策定	(R1 年度) 未策定	(R2 年度) 策定

■公共施設等総合管理計画の推進（再掲） 【施策分野 1、11】【財政課】

市が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える施設も多く見込まれている。避難施設となる学校等の各施設をはじめ、道路、橋梁などは災害対応上欠かせない施設であり、機能確保が求められる。そのため、市は、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化に努めながら、更新・統廃合・転用及び長寿命化などに取り組み、公共施設等の総合的なマネジメントを今後も計画的に進めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
公共施設等総合管理計画の策定、推進	(R1 年度) 策定済み	(R6 年度) 継続実施

■職員の防災訓練（図上訓練等）の実施 【施策分野 1】【地域防災対策室】

市は、職員を対象に、各種災害を想定した防災訓練（災害対策本部の運営、情報収集伝達、避難所の開設等の図上訓練等）を行い、訓練結果を検証する等、職員の防災意識を高め、職員の災害対応に係る判断力や実行力を強化する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
職員防災訓練（図上訓練等）の実施	(R1 年度) 未実施	(R6 年度) 随時実施

■災害時応援体制の構築 【施策分野 1】【地域防災対策室】

大規模災害が発生し、市単独では十分な応急対応や被災者支援、災害復旧などができない場合に備え、市は、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結しており、今後も必要に応じて協定締結を行う。市は、災害時に物資の供給や応援職員の派遣などを円滑に実施できるよう、平常時から締結先との情報連絡体制を確立し、災害時における応援体制を構築する。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

(強靱化施策)

■防災拠点施設の機能確保(再掲) 【施策分野1】【財政課】

災害発生時に災害対策本部が置かれる市役所本庁舎は、防災拠点施設としての機能維持のため、72時間分の災害時の非常用自家発電機や免震構造を備えている。防災拠点施設として機能不全の事態にならないよう、市は、今後も継続して施設・設備の定期点検や保守管理を適切に行い、機能維持に努めていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
市役所本庁舎の定期点検、保守管理	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 更新継続

■防災行政無線システムの適正な管理・運用(再掲) 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市が新たに整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線システムの適正管理・運用	(H26年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設(再掲) 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線の内容確認電話の回線増設	(R1 年度) 未実施	(R2 年度) 実施

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急情報の伝達手段の多重化	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

民間通信事業者の回線が停止した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線により、県や市町村、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、音声や FAX による災害情報等の受伝達が可能となっている。大規模災害発生時でもシステムの機能が喪失されないよう、市は県と連携しながら定期的な点検を実施するなど、システムの管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
福島県総合防災情報ネットワークシステムの定期点検	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野 2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

リスクシナリオ
4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

(強靱化施策)

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市が新たに整備したデジタル方式の防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを定期的に確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線システムの適正管理・運用	(H26 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災行政無線の内容確認電話の回線増設	(R1 年度) 未実施	(R2 年度) 実施

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
緊急情報の伝達手段の多重化	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

目標5 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

(強靱化施策)

■企業等の事業継続力強化の支援 【施策分野5】【商工観光課】

改正された小規模事業者支援法（令和元年6月改正）に基づき、市は、小規模事業者の事業継続力強化計画策定に向けた支援に関する計画を相馬商工会議所と連携して策定し、小規模事業者の事業継続体制の強化を促進する。

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風で断水被害を受けた市内の工業用水利用者から市に対し、工業用水道設備の強靱化を求める要望が寄せられている。工業用水の安定的な供給は、事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のため必要不可欠なことから、市は、取組主体である県に対し、導水管複線化等の強靱化事業の早期完了に向け要望を続けていく。

■水産関係施設の整備等 【施策分野7】【農林水産課】

漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備の推進を漁港管理者である県に要請していく。

また、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、災害等により施設利用に支障を来たした場合には、早急な復旧が必要となる。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機

能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。市管理の緊急輸送道路について、重要物流道路への指定に向けた手続き等を進め、災害時の円滑な輸送路の確保に努める。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。

リスクシナリオ

5-2 食料等の安定供給の停滞

(強靱化施策)

■食料生産基盤の整備（ほ場区画整理） 【施策分野7】【農林水産課】

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。市は、安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む。

■農業水利施設の長寿命化・防災減災 【施策分野7、11】【農林水産課】

市内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでおり、施設の維持管理が課題となっていることから、市は、県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。

■農道・林道の整備（再掲） 【施策分野7】【農林水産課、土木課】

農作業の利便性向上や農産物流通の効率化、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備など、多様な目的により整備される農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や排水機場等の孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、市は、防災・減災の観点からも計画的な農道・林道の整備を推進する。

■水産関係施設の整備等（再掲） 【施策分野7】【農林水産課】

漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、津波・地震に対する耐性機能の安定性を確保するため、必要な施設整備の推進を漁港管理者である県に要請していく。

また、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、災害等により施設利用に支障を来たした場合には、早急な復旧が必要となる。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

(強靱化施策)

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

■再生可能エネルギーの導入拡大 【施策分野4】【企画政策課】

市は、太陽光発電システムをはじめとした自家消費型の電力創出・供給システムについて、公共施設での導入を検討する。また、住宅用の太陽光発電システムへの設置補助の継続及び「蓄電システム」等、付帯設備への設置補助を検討する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
住宅用太陽光発電設置補助件数	(R1年度) 62件	(R6年度) 70件

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。市管理の緊急輸送道路について、重要物流道路への指定に向けた手続き等を進め、災害時の円滑な輸送路の確保に努める。

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風で断水被害を受けた市内の工業用水利用者から市に対し、工業用水道設備の強靱化を求める要望が寄せられている。工業用水の安定的な供給は、事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のため必要不可欠なことから、市は、取組主体である県に対し、導水管複線化等の強靱化事業の早期完了に向け要望を続けていく。

リスクシナリオ

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

(強靱化施策)

■断水時の給水活動体制の整備（再掲） 【施策分野4】【財政課】

本市では、令和元年度の台風により、河川が氾濫し、水源地から相馬地方広域水道企業団までの導水管が寸断され、市内全域で上水道供給が停止した。災害や事故等により上水道施設が寸断された場合の断水被害に対応するため、市は、給水車を導入し、相馬地方広域水道企業団と連携を図りながら、非常時に対応できる迅速な給水活動体制を整備する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
給水車の導入	(R1年度) 0台	(R2年度) 1台

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風で断水被害を受けた市内の工業用水利用者から市に対し、工業用水道設備の強靱化を求める要望が寄せられている。工業用水の安定的な供給は、事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のため必要不可欠なことから、市は、取組主体である県に対し、導水管複線化等の強靱化事業の早期完了に向け要望を続けていく。

■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲） 【施策分野2、8、11】【下水道課】

市は、下水道施設のストックマネジメント計画により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改修により老朽化対策を推進する。点検で確認された不具合は緊急性、重要性等の面からリスク評価を行い、計画的に修繕・改修を実施する。また、市は、改修に併せて、津波・洪水等により浸水被害が想定される施設について、設備の耐浸水化の検討を行い機能強化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
公共下水道施設の計画的な点検・改築	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■合併処理浄化槽への転換促進（再掲） 【施策分野8】【下水道課】

市は、公共下水道区域外に居住し、老朽化した単独処理浄化槽及び汲み取り便槽を使用している世帯に対し、汚水処理に関する啓蒙活動や補助事業の周知活動を行い、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延防止のため、合併処理浄化槽への転換促進を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
合併処理浄化槽への転換基数	(R1 年度) 5 基/年	(R6 年度) 5 基/年

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

被害を最小限度に抑えるため河川管理者との連携を一層強化しつつ、予測が難しい浸水被害に迅速かつ柔軟に対応するため、市は、排水ポンプ車を導入し、浸水被害の低減と被災地区の早期復旧を図る。排水ポンプ車による円滑な排水活動を行うため、市は、市総合建設業組合と連携した体制を構築し、定期的な訓練等を実施するとともに、必要がある場合は釜場の整備を進める。また、市は、既存のポンプ場等の排水設備だけでなく、浸水被害発生状況を踏まえ、必要がある場合は新たな排水設備等の設置を検討する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
排水ポンプ車の導入	(R1 年度) 0 台	(R2 年度) 2 台

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

河川の氾濫による浸水被害を防止し被害を軽減するため、雨水排水機場は重要な役割を担っている。大規模地震発生時の建築物の倒壊による被害を最小限度に抑え、災害時にも適切に機能を発揮するため、市は、排水先の二級河川管理者である県との連携を一層強化し、耐震化・耐浸水化等の構造強化を図る。小泉川ポンプ場については、耐震実施計画に基づき、耐震化・耐浸水化等に早急に取り組む。また、耐震化に併せて一部設備の長寿命化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
雨水排水機場の耐震化率	(R1 年度) 75%	(R6 年度) 100%

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

河川の氾濫等による浸水被害を防止・軽減するため、市は、令和元年東日本台風で被害のあった宇多川、小泉川等をはじめとする二級河川の早期の抜本的改修と維持管理の強化について、管理者である県に強く要請を行う。

市は、宇多川、小泉川において、危機管理型水位計及び監視カメラの増設を河川管理者である県に要請するとともに、それらの活用により、国・県と連携し、各河川の水位状況を市民に適切に情報提供を行う。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

市は、普通河川について、河川の氾濫等による浸水の被害を防止・軽減するため、年次計画を作成して計画的に土砂浚渫を行い、雨水流下能力を確保する。

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備について、市は、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけを行い、事業の促進を図る。また、市は、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、河川内の堆砂除去や老朽化した施設の更新や適切な維持管理等について、県に要請を行う。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保するため、市は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

リスクシナリオ

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

(強靱化施策)

■地域公共交通等の確保 【施策分野6】【企画政策課】

市は、災害発生時、バスや鉄道の運行事業者に被害状況や運行状況を確認し、運行状況について、速やかにホームページなどで情報提供を行う。

JR常磐線は、住民の生活基盤であるとともに、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、市は、強風発生区域に防風柵を設置するなど基盤強化の要望をJR東日本㈱に行う。

市は、高齢者の買い物の移動手段確保を目的として、各地区と中心市街地を結ぶ「おでかけミニバス」を今後も継続して運行していく。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、過去に落石が発生した箇所や大雨時に土砂流入が発生しそうな箇所を調査し、法枠や落石防止網などの落石防止施設や法面保護施設の整備を計画的に実施することで、道路通行者の安全確保を図る。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。市管理の緊急輸送道路について、重要物流道路への指定に向けた手続き等を進め、災害時の円滑な輸送路の確保に努める。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。

■歩行者避難空間の確保（再掲） 【施策分野6】【土木課】

区画整理事業や道路拡幅事業は住民負担が甚大であるほか、整備効果を発揮するまでに莫大な財源と相当の期間を要することが想定される。このため、比較的短期間でより経済的に効果を発揮させるため、市は、既存道路の側溝施設などを再整備することで新たな歩行区間を構築し、車両と歩行者の安全な避難空間を確保する。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する必要があるため、市は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

■住宅・建築物の耐震化等（再掲） 【施策分野2】【建築課】

市は、建築物の倒壊等による被害を最小限度に抑えるため、相馬市耐震改修促進計画に基づき、支援制度の活用促進、啓発の強化等、住宅・建築物の耐震化に係る取組を推進する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
住宅耐震化率（推計）	(H30年度) 86.2%	(R6年度) 95.0%

リスクシナリオ
6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

(強靱化施策)

■農業用水の渇水対策 【施策分野7】【農林水産課】

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、市は、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実にに向けた取組を推進する。

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

(強靱化施策)

■ため池の決壊等による被害の防止 【施策分野 7】【農林水産課】

市は、緊急時の迅速な避難行動を促すため、新基準により該当するすべての防災重点ため池のハザードマップを作成し、決壊した場合の浸水想定区域等について周辺住民へ周知する。また、防災重点ため池の耐震性調査を実施し、老朽・危険ため池の改修を計画的に進める。

■農業水利施設の長寿命化・防災減災（再掲） 【施策分野 7、11】【農林水産課】

市内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでおり、施設の維持管理が課題となっていることから、市は、県営事業との連携も図りながら老朽化した水路等の更新を進める。また、水路の更新や取水堰の統廃合等を実施し、災害の未然防止を図る。

■ダムの維持管理・老朽化対策 【施策分野 7、11】【農林水産課】

市は、ダム下流域の防災・減災のため、県より受託している松ヶ房ダムの適切な維持管理を継続するとともに、年次計画による施設設備の補修工事等の着実な実施を促進する。

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野 9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備について、市は、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけを行い、事業の促進を図る。また、市は、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、河川内の堆砂除去や老朽化した施設の更新や適切な維持管理等について、県に要請を行う。

リスクシナリオ

7-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

(強靱化施策)

■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供 【施策分野 1、8、10】

【放射能対策室】

原子力規制庁が市内に設置した可搬型モニタリングポスト（14ヶ所）、リアルタイム線量測定システム（54ヶ所）により、市は、市内の空間放射線量の監視と把握に努めるとともに、市民の放射線への不安の払拭に向け、市内の空間放射線量の測定値を毎月広報紙に掲載し市民に周知を図っており、今後も継続して取り組んでいく。

市は、局地的な空間線量を測定するための測定機器の点検校正を今後も定期的に行う。

再び放射性物質の放出に至る事象が起きた場合においても、市民が冷静かつ適切な行動を取れるように、市は、広報紙等において、今後も放射線に関する正しい情報の発信を行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
空間放射線量の把握及び測定値の市民への周知	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■放射線教育の推進 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、市教育委員会は、『正しく怖れ、賢く避ける』を基本方針とした放射線教育を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。

施策に関連する指標	現状値	目標値
放射線教育の実施	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

リスクシナリオ
7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

(強靱化施策)

■耕作放棄地の発生防止と解消 【施策分野7】【農業委員会】

農地が有する洪水・土砂災害防止をはじめとする多面的機能を維持するため、農業委員会は、引き続き耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、農地中間管理事業を活用して担い手への農地集積を推進し、新たな耕作放棄地の発生防止と解消に向けた活動を行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
農地等の利用の最適化の推進に関する指針	(R1年度) 66ha	(R6年度) 40ha

■食料生産基盤の整備（ほ場区画整理）（再掲） 【施策分野7】【農林水産課】

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備促進が求められる。市は、安定的かつ効率的な営農の推進に向けて、引き続き食料生産基盤の整備に取り組む。

■有害鳥獣被害防止対策の充実強化 【施策分野7】【農林水産課】

サル、イノシシ、カラスなどにより農作物に大きな被害が出ており、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が懸念されることから、市は、電気柵等による被害防除、鳥獣を寄せ付けなため環境整備、被害を及ぼす個体の捕獲など、地域全体での総合的な対策に取り組み、有害鳥獣被害の防止を推進する。

■森林の整備及び治山施設の整備（再掲） 【施策分野7、9】【農林水産課】

原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林整備や林業生産活動が停滞し、水源かん養や山地災害防止機能等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている状況にあることから、市は、森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩壊等の山地災害が発生しており、山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を具に要望していく。

■農業・林業の担い手確保と育成 【施策分野7】【農林水産課】

農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念される中において、市は、農地等の荒廃に伴い災害時の被害が拡大する事態を回避するため、認定農業者・新規就農者の確保と育成や、企業の農業参入支援を推進するとともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組む。

東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、市は、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実など、林業担い手の確保と育成についての情報を発信していく。

リスクシナリオ
7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

(強靱化施策)

■風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等 【施策分野7、10】

【農林水産課】

市は、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や第一次産品等の魅力等についての情報発信等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、市は、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。

■家畜伝染病対策の充実強化（再掲） 【施策分野7、8】【農林水産課】

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、市は、防疫演習への参加等を行い、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

(強靱化施策)

■災害廃棄物処理体制の強化 【施策分野 8】【生活環境課】

災害発生時に災害廃棄物を円滑に処理できるようにするため、市は、県の計画や国の災害廃棄物対策指針を把握し処理体制を整える。

大量に発生する災害廃棄物の収集運搬、処理について、市は県との連携により広域処理の体制を整え、災害廃棄物の処理体制を強化する。また普段から、市民へのごみ減量や再資源化に関する知識の普及に努め、分別を徹底し、ごみ排出量の削減を図ることで市内処理施設を使用できるようにする。

リスクシナリオ

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(強靱化施策)

■災害ボランティア受入体制の確立 【施策分野 3、10】【企画政策課】

災害時に速やかに災害ボランティアセンターの設置ができるよう、市は、市社会福祉協議会との平常時からの連絡・支援体制の強化を図る。

■災害時応援体制の構築（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

大規模災害が発生し、市単独では十分な応急対応や被災者支援、災害復旧などができない場合に備え、市は、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結しており、今後も必要に応じて協定締結を行う。市は、災害時に物資の供給や応援職員の派遣などを円滑に実施できるよう、平常時から締結先との情報連絡体制を確立し、災害時における応援体制を構築する。

リスクシナリオ
8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

(強靱化施策)

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む。

施策に関連する指標	現状値	目標値
教育訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施
消防車両、消防資機材の更新	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援を実施する。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
自主防災組織の防災訓練に対する助成制度の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防犯体制の充実 【施策分野 10】【地域防災対策室】

犯罪のない安全な地域づくりのためには、警察や行政、防犯団体等の関係機関が連携し、地域全体で防犯活動、地域安全活動に取り組む必要がある。平常時のみならず、災害発生後の不安定な地域情勢下では、子どもや女性、高齢者が巻き込まれる事件や、避難者の自宅や留守宅への侵入窃盗などの犯罪発生が懸念される。市民の不安を解消し、犯罪のない安全な地域づくり

のため、市は、今後も引き続き、防犯協会や防犯指導隊が行う防犯パトロールや防犯意識の啓発活動、地域見廻り隊などの地域ボランティアによる活動を支援し、関係機関と連携した地域安全対策を推進する。

■被災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の整備 【施策分野 1】

【税務課、地域防災対策室】

大規模災害発生時は、応急復旧業務が膨大となり市職員のマンパワー不足が想定され、被災家屋調査や罹災証明書発行の遅れが被災者の生活再建の遅れ、さらには、被災地全体の復興の遅れにつながる事態となる。市は、被災者の早期生活再建、被災地全体の早期復興を可能とするため、業務にあたる市職員の確保はもとより、県や他自治体からの応援職員の受援体制の整備に努め、迅速な被災家屋調査や罹災証明書発行を実施する体制を整備する。

■地域公共交通等の確保（再掲） 【施策分野 6】【企画政策課】

市は、災害発生時、バスや鉄道の運行事業者に被害状況や運行状況を確認し、運行状況について、速やかにホームページなどで情報提供を行う。

J R常磐線は、住民の生活基盤であるとともに、災害発生時における人員・物資等の輸送基盤としての機能を有することから、市は、強風発生区域に防風柵を設置するなど基盤強化の要望をJ R東日本㈱に行う。

市は、高齢者の買い物の移動手段確保を目的として、各地区と中心市街地を結ぶ「おでかけミニバス」を今後も継続して運行していく。

■風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等（再掲） 【施策分野 7、10】

【農林水産課】

市は、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や第一次産品等の魅力等についての情報発信等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、市は、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく。

■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供（再掲） 【施策分野 1、8、10】

【放射能対策室】

原子力規制庁が市内に設置した可搬型モニタリングポスト（14ヶ所）、リアルタイム線量測定システム（54ヶ所）により、市は、市内の空間放射線量の監視と把握に努めるとともに、市民の放射線への不安の払拭に向け、市内の空間放射線量の測定値を毎月広報紙に掲載し市民に周知を図っており、今後も継続して取り組んでいく。

市は、局地的な空間線量を測定するための測定機器の点検校正を今後も定期的に行う。

再び放射性物質の放出に至る事象が起きた場合においても、市民が冷静かつ適切な行動を取れるように、市は、広報紙等において、今後も放射線に関する正しい情報の発信を行う。

施策に関連する指標	現状値	目標値
空間放射線量の把握及び測定値の市民への周知	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■防災教育の推進（再掲） 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、市教育委員会は、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく。各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく。

市が新たな洪水ハザードマップ、津波ハザードマップを作成したことから、各学校においては、浸水域の変更など状況に合わせて学校防災計画等の見直しを実施する。

施策に関連する指標	現状値	目標値
防災訓練の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

■放射線教育の推進（再掲） 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、市教育委員会は、『正しく恐れ、賢く避ける』を基本方針とした放射線教育を実施しており、今後も継続して取り組んでいく。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
放射線教育の実施	(R1 年度) 実施済み	(R6 年度) 継続実施

リスクシナリオ

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(強靱化施策)

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐための砂防関係施設等の整備について、市は、影響度や危険度の高いものから早期に対策を実施するよう、県に働きかけを行い、事業の促進を図る。また、市は、砂防関係施設の機能不全による二次災害の発生を回避するため、河川内の堆砂除去や老朽化した施設の更新や適切な維持管理等について、県に要請を行う。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、過去に落石が発生した箇所や大雨時に土砂流入が発生しそうな箇所を調査し、法枠や落石防止網などの落石防止施設や法面保護施設の整備を計画的に実施することで、道路通行者の安全確保を図る。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路について、災害応急対策活動の際の物流・人流を支える輸送路としての機能発揮のため、平時においても良好な状態を維持するよう国・県等に要請を行う。市管理の緊急輸送道路について、重要物流道路への指定に向けた手続き等を進め、災害時の円滑な輸送路の確保に努める。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】 【都市整備課】

災害発生時の避難や救助・救援活動、物資供給の円滑化、さらには、東北自動車道が災害等により通行止め等となった際の代替路としての機能発揮のため、市は、国や関係機関に対し、相馬福島道路の令和2年度内の全線開通、常磐自動車道の早期の全線4車線化を要請する。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市は、常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とアクセスする市幹線道路の整備促進を図るとともに、市民の生活交通にも考慮し、生活道路の整備にも努める。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

避難や物流輸送に必要な防災拠点・各避難所等を結ぶ緊急輸送路において、大地震が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保

する必要があるため、市は、施設の耐震対策を計画的に実施していく。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市は、従来の「事後保全型」の維持管理を見直し、施設の重要度などに基づいて新たに「予防保全型」の維持管理方式を取り入れることにより、維持管理費による財政面への圧迫を回避し、中長期的な経費の平準化を図るとともに、災害が発生した際にも安全に通行することができ、生命の安全を守る等のインフラに求められる機能を確保する。

■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲） 【施策分野2、8、11】【下水道課】

市は、下水道施設のストックマネジメント計画により、長期的に事業の平準化を図りながら計画的な点検・改修により老朽化対策を推進する。点検で確認された不具合は緊急性、重要性等の面からリスク評価を行い、計画的に修繕・改修を実施する。また、市は、改修に併せて、津波・洪水等により浸水被害が想定される施設について、設備の耐浸水化の検討を行い機能強化を図る。

施策に関連する指標	現状値	目標値
公共下水道施設の計画的な点検・改築	(R1年度) 実施済み	(R6年度) 継続実施

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、市は、国・県等が管理する緊急輸送道路等について、無電柱化を促進するよう要請を行う。また、市道及び必要性の高い箇所から無電柱化に向けた検討を進める。

■公共施設等総合管理計画の推進（再掲） 【施策分野1、11】【財政課】

市が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える施設も多く見込まれている。避難施設となる学校等の各施設をはじめ、道路、橋梁などは災害対応上欠かせない施設であり、機能確保が求められる。そのため、市は、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化に努めながら、更新・統廃合・転用及び長寿命化などに取り組み、公共施設等の総合的なマネジメントを今後も計画的に進めていく。

施策に関連する数値指標	現状値	目標値
公共施設等総合管理計画の策定、推進	(R1年度) 策定済み	(R6年度) 継続実施

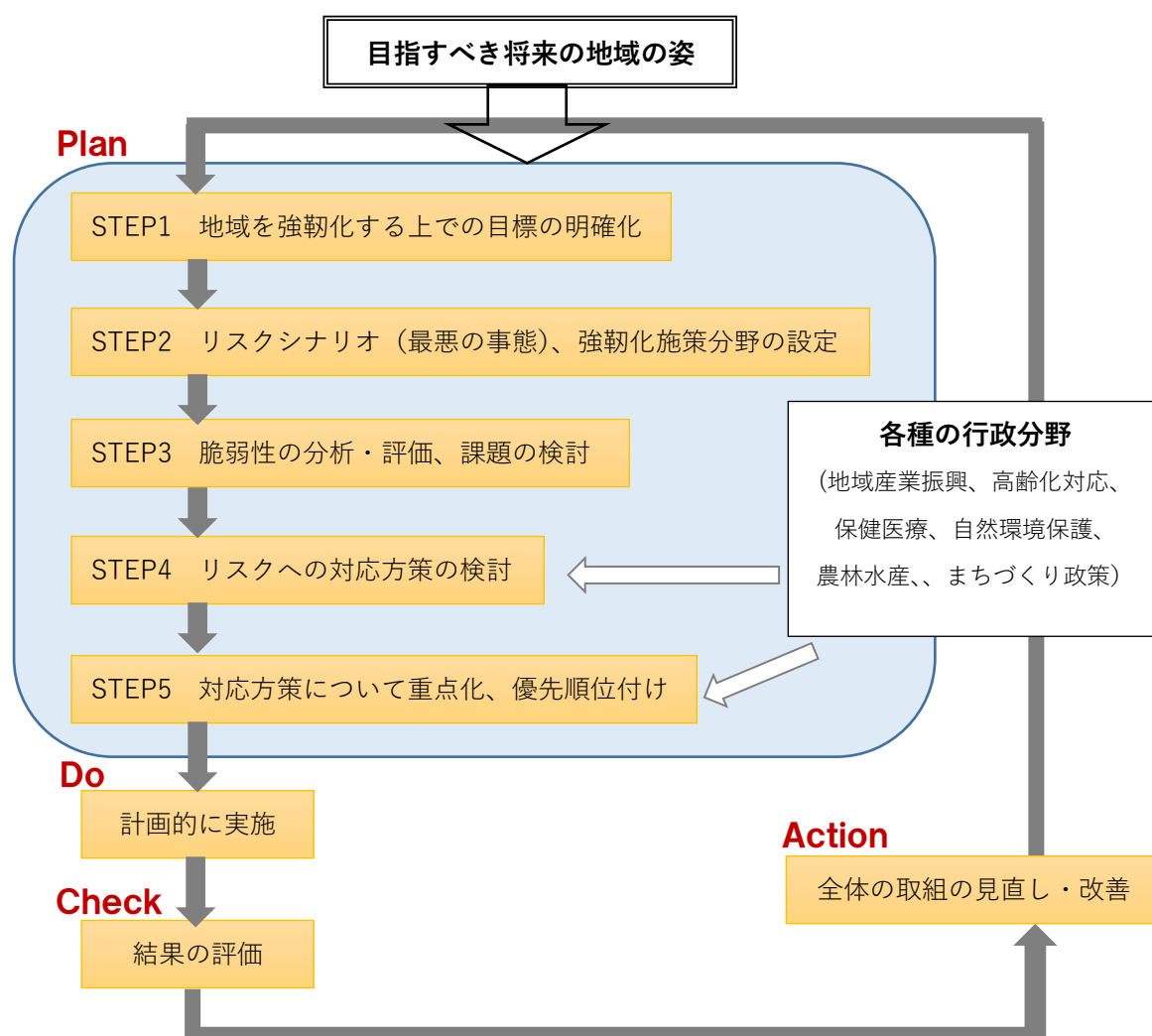
第6章 計画の推進

1 推進体制

当計画の推進については、市での横断的な取り組みの下、国土強靱化に関する情報を共有し、強靱化施策に係る進捗状況や課題等を踏まえた計画見直しを検討するとともに、国、県、関係機関、民間事業者等と緊密に連携・協力して、強くしなやかな地域づくりに取り組む。

2 進捗管理及び見直し

各施策の達成状況や進捗状況を適宜検証し、本市を取り巻く社会経済情勢の変化や本市における各種計画等との調和を勘案しつつ、PDCAサイクルによる見直しを適宜行うものとする。



卷末資料

卷末資料 1 脆弱性評価の結果

卷末資料 2 施策分野ごとの強靱化施策

巻末資料 1 脆弱性評価の結果

※「起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）」ごとに整理

目標 1 直接死を最大限防ぐ

リスクシナリオ

1-1 地震等による建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や火災による死傷者の発生

■住宅・建築物の耐震化等 【施策分野2】【建築課】

本市の住宅の耐震化率は 79.3%（H25）と全国平均約 82%（H25）を下回っており、耐震化を早急に進める必要がある。

■公営住宅等ストック総合改善事業（刈敷田・黒木田団地）の推進 【施策分野2】【建築課】

刈敷田団地と黒木田団地は、鉄筋コンクリート造 3～4 階建の市営住宅であり、建設から 20～30 年経過している。さらに、東日本大震災による躯体の損傷により、外壁と軒天のクラックや雨水排水管接続部の腐食等が見られることから、大地震等の災害が発生した場合、外壁等が落下し入居者等が死傷することが考えられる。

■公園・広場等の安全対策 【施策分野2】【都市整備課】

公園・広場等は、住民のレクリエーションのための活動場所や市街地における環境保全・景観形成の役割を有するほか、災害時の指定緊急避難場所や火災の延焼防止機能等の防災機能を備えた公共施設であることから、計画的な維持管理を行い、安全性を確保する必要がある。

■無電柱化の推進 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■落石・土砂流入防止施設の整備 【施策分野6】【土木課】

山間部の市道等において、地震や台風時に山側からの落石や土砂の流入が発生し、通行の支障及び道路の寸断に至る可能性がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■交通ネットワークの整備 【施策分野6】【土木課】

市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能しなくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。

■歩行者避難空間の確保 【施策分野6】【土木課】

市街地中心部などにおいて、一部の基幹道路を除いては歩道の整備がされておらず、車道幅員も狭隘であるため、車両と歩行者の分離が困難であり、火災や自然災害発生時の安全な避難空間が確保されていない。

■橋梁・トンネルの耐震対策 【施策分野6】【土木課】

市内には、国・県・市・道路事業者等が管理する緊急輸送路のネットワークが構築されており、これらの輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮しなくなると、住民の生命の安全や円滑な物流の確保ができなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの長寿命化 【施策分野6、11】【土木課】

市内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化 【施策分野3、11】【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

■公共施設等総合管理計画の推進 【施策分野 1、11】【財政課】

市が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える施設も多く見込まれている。避難施設となる学校等の各施設をはじめ、道路、橋梁などは災害対応上欠かせない施設であり、機能確保が求められる。そのため、市は、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化に努めながら、更新・統廃合・転用及び長寿命化などに取り組み、公共施設等の総合的なマネジメントを今後も計画的に進めていく必要がある。

■防災行政無線システムの適正な管理・運用 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、沿岸地域の防災行政無線が東日本大震災の津波被害を受けたため、デジタル式防災行政無線システムを新庁舎建設に合わせて構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する必要がある。

■緊急情報の伝達手段の多重化 【施策分野 1、4】【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく必要がある。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む必要がある。

■消防団の充実強化 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に

今後も継続して取り組む必要がある。

■自主防災組織の育成支援 【施策分野10】【地域防災対策室】

大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援が必要である。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成29年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する必要がある。

■救急・救命体制の整備 【施策分野3、10】【地域防災対策室】

高齢化の進展、疾病構造の変化により、救急・救命業務は年々増加傾向にある。市は、市内の学校や公民館、スポーツ施設等の公共施設にAED（自動体外式除細動器）を設置し、市ホームページに掲載し情報発信を行い、急病等による心停止や心室細動を起こした人を蘇生させるための環境整備を行っている。市は、相馬消防署及び救急救命ボランティア団体と連携しながら、幅広い年齢層を対象に救命講習会を開催し、心肺蘇生法やAEDの技術習得の普及など、救命率の向上に今後も継続して取り組む必要がある。また、市は、救急救命ボランティア団体の活動に補助金を交付し、今後も継続して活動支援を行う必要がある。

■避難所の開設運営 【施策分野3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく必要がある。

■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設 【施策分野3】【教育委員会総務課】

避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る必要がある。

■保護者への迅速で確実な情報伝達 【施策分野10】【学校教育課】

各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく必要がある。

■防災教育の推進 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく必要がある。

リスクシナリオ

1-2 大規模津波等による多数の死傷者の発生

■津波避難路等の整備 【施策分野6】【土木課】

東日本大震災時に発生した津波により、多くの市民が犠牲になった。そのため、市は、津波発生時に高台へ避難するための道路等の整備を実施してきており、今後も早期完成に向け事業を進める必要がある。また、避難者に対し避難路へ誘導するための、分かりやすい表示板等の設置が必要である。

■津波の一時避難場所標識の設置 【施策分野10】【地域防災対策室】

東日本大震災で発生した津波により、沿岸地域では市民等が犠牲となった。市は、津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげるため、平成30年度にすべての津波の一時避難場所6箇所について標識を作製・設置したが、令和元年度に避難場所等の見直しを行い、新たに高平公園を津波の一時避難場所に指定したことから、当該公園の津波の一時避難場所標識を作成する必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】

【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化（再掲） 【施策分野3、11】

【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市は、沿岸地域の防災行政無線が東日本大震災の津波被害を受けたため、デジタル式防災行政無線システムを新庁舎建設に合わせて構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。防災行政無線

システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する必要がある。

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく必要がある。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む必要がある。

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む必要がある。

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援が必要である。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する必要がある。

■津波ハザードマップの作成、活用の促進 【施策分野 10】【地域防災対策室】

東日本大震災で発生した津波により、沿岸地域では多くの市民や避難誘導に当たった消防団員が犠牲となる甚大な被害が発生した。平成 31 年 3 月に県が公表した津波浸水想定区域図（千年に一回程度の想定）をもとに、市は令和 2 年 3 月に作成した津波ハザードマップを市民や関係機関等へ配布し、市ホームページへの掲載により広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。

■避難所の開設運営（再掲） 【施策分野 3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく必要がある。

■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設（再掲） 【施策分野 3】

【教育委員会総務課】

避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る必要がある。

■保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲） 【施策分野 10】

【学校教育課】

各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく必要がある。

■防災教育の推進（再掲） 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく必要がある。

リスクシナリオ

1-3 異常気象等による突発的又は広域かつ長期的な市街地等の浸水

■浸水対策事業 【施策分野2】【下水道課】

令和元年の台風19号、10.25大雨による中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区や、浸水被害が想定される地区において、早期に被害の解消等を図る必要がある。

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化 【施策分野2】【下水道課】

雨水排水機場の耐震化率は75%であるが、災害時にも適切に機能を発揮するためには、耐震化や耐浸水化を早急に進める必要がある。

■公共下水道施設の計画的な改築更新 【施策分野2、8、11】【下水道課】

本市の下水処理場は平成2年の供用開始から30年が経過し、管渠・処理場とも老朽化が進んでいる。また、雨水施設の4施設のうち2施設は供用開始から30年が経過し老朽化が進んでおり、計画的なメンテナンスが必要となる。

■湛水防除施設の整備等 【施策分野7】【農林水産課】

東日本大震災により、沿岸部の津波被災地では、地盤沈下、農地の表土流出、農業用施設の損壊等の被害が生じたことから、被災した既存の湛水防除施設の早急な復旧整備と機能強化を進めるとともに、既存施設について機能実態を調査・把握し、適時適切な維持管理に取り組み、湛水被害の発生防止に向けた防災・減災対策を推進する。

また、令和元年東日本台風等による浸水被害で、湛水防除施設へのアクセス道路も冠水し、施設が孤立したため、アクセス道路の嵩上げ等を行う必要がある。

■河川の改修の推進・維持管理の強化等 【施策分野9】【都市整備課】

本市には、県が管理する二級河川が10河川（総延長約98.0km）がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年東日本台風では宇多川や小泉川が破堤するなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われた。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要がある。また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。

近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ車の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。

周辺住民に的確な避難情報を発信するため、市街地を流れる宇多川、小泉川においては、危機管理型水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。

■普通河川の土砂浚渫 【施策分野9】【土木課】

本市では、令和元年東日本台風や10月25日の大雨で、市内を流れる二級河川が破堤や越水したことにより、多数の家屋が浸水被害を受けるなど広範囲において甚大な被害が発生した。市が管理する普通河川においても、流下能力の妨げとなる土砂等の堆積箇所が見受けられる。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能なくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。

■歩行者避難空間の確保（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心部などにおいて、一部の基幹道路を除いては歩道の整備がされておらず、車道幅員も狭隘であるため、車両と歩行者の分離が困難であり、火災や自然災害発生時の安全な避難空間が確保されていない。

リスクシナリオ

1-4 風水害・土砂災害（深層崩壊）等による死傷者の発生

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

令和元年の台風19号、10.25大雨による中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区や、浸水被害が想定される地区において、早期に被害の解消等を図る必要がある。

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

雨水排水機場の耐震化率は75%であるが、災害時にも適切に機能を発揮するためには、耐震化や耐浸水化を早急に進める必要がある。

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

本市には、県が管理する二級河川が10河川（総延長約98.0km）がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年東日本台風では宇多川や小泉川が破堤するなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われた。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要があり、また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。

近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ車の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。

周辺住民に的確な避難情報を発信するため、市街地を流れる宇多川、小泉川においては、危機管理型水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

本市では、令和元年東日本台風や10月25日の大雨で、市内を流れる二級河川が破堤や越水したことにより、多数の家屋が浸水被害を受けるなど広範囲において甚大な被害が発生した。市が管理する普通河川においても、流下能力の妨げとなる土砂等の堆積箇所が見受けられる。

■土砂災害防止対策の推進 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

山間部の市道等において、地震や台風時に山側からの落石や土砂の流入が発生し、通行の支障及び道路の寸断に至る可能性がある。

■森林の整備及び治山施設の整備 【施策分野7、9】【農林水産課】

林業の衰退や原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている。森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩壊等の山地災害が発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を県に要望していく必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能しなくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市内には、国・県・市・道路事業者等が管理する緊急輸送路のネットワークが構築されており、これらの輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮しなくなると、住民の生命の安全や円滑な物流の確保ができなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化（再掲） 【施策分野3、11】【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設

備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

■公園・広場等の安全対策（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

公園・広場等は、住民のレクリエーションのための活動場所や市街地における環境保全・景観形成の役割を有するほか、災害時の指定緊急避難場所や火災の延焼防止機能等の防災機能を備えた公共施設であることから、計画的な維持管理を行い、安全性を確保する必要がある。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■公営住宅等ストック総合改善事業（刈敷田・黒木田団地）の推進（再掲） 【施策分野2】

【建築課】

刈敷田団地と黒木田団地は、鉄筋コンクリート造3～4階建の市営住宅であり、建設から20～30年経過している。さらに、東日本大震災による躯体の損傷により、外壁と軒天のクラックや雨水排水管接続部の腐食等が見られることから、大地震等の災害が発生した場合、外壁等が落下し入居者等が死傷することが考えられる。

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市は、沿岸地域の防災行政無線が東日本大震災の津波被害を受けたため、デジタル式防災行政無線システムを新庁舎建設に合わせて構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生への恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する必要がある。

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく必要がある。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む必要がある。

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む必要がある。

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援が必要である。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する必要がある。

■洪水ハザードマップの作成、活用の促進 【施策分野 10】【地域防災対策室】

令和元年 10 月 12 日の台風 19 号及び 10 月 25 日の大雨災害（令和元年東日本台風）により、宇多川や小泉川などが氾濫したほか、記録的な大雨により市街地や低地など市内の広範囲で浸水被害が発生、さらに全市断水被害も発生し、市民生活に大きな影響をもたらした。県は平成 31 年 3 月に宇多川浸水想定区域図、令和元年 10 月に小泉川浸水想定区域図をそれぞれ公表し（千年に一回程度の想定）、市は令和 2 年 3 月にこれをもとに両河川の洪水ハザードマップを作成した。市は、市民や関係機関等への配布や市ホームページへの掲載により広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、大雨洪水、浸水被害等に対する防災意識の向上を図る必要がある。

■土砂災害ハザードマップの作成、活用の促進 【施策分野10】【地域防災対策室】

土砂災害防止法に基づき、県による土砂災害警戒区域の指定が行われた地域に対し、危険となる箇所を周知するため、市は平成30年3月に土砂災害ハザードマップを作成した。市は、市民や関係機関等への配布や市ホームページへの掲載により広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害に対する防災意識の向上を図っており、引き続き実施していく必要がある。

■避難所の開設運営（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく必要がある。

■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設（再掲） 【施策分野3】

【教育委員会総務課】

避難所のスムーズな開設・運営により避難者の迅速な救助を実施するため、避難所となる学校施設の管理者と避難所担当職員との間で、平時から連携強化を図る必要がある。

■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営 【施策分野3】

【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、大雨洪水時に避難情報を伝達し、福祉避難所を開設して安全の確保に取り組むとともに、必要に応じて福祉避難所への移送支援を行っており、今後も継続した取り組みが必要である。また、市は、福祉避難所数を増やすことの検討や、福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりが必要である。

■避難行動要支援者の把握 【施策分野3】【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、把握に努めている。支援対象となる避難行動要支援者を明確にし、大雨洪水時における円滑な避難の支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新しており、今後も継続して取り組む必要がある。

■保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲） 【施策分野10】

【学校教育課】

各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく必要がある。

■防災教育の推進（再掲） 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく必要がある。

リスクシナリオ

1-5 情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市は、沿岸地域の防災行政無線が東日本大震災の津波被害を受けたため、デジタル式防災行政無線システムを新庁舎建設に合わせて構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する必要がある。

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく必要がある。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む必要がある。

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実にも今後も継続して取り組む必要がある。

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援が必要である。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する必要がある。

■津波ハザードマップの作成、活用の促進（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

東日本大震災で発生した津波により、沿岸地域では多くの市民や避難誘導に当たった消防団員が犠牲となる甚大な被害が発生した。平成 31 年 3 月に県が公表した津波浸水想定区域図（千年に一回程度の想定）をもとに、市は令和 2 年 3 月に作成した津波ハザードマップを市民や関係機関等へ配布し、市ホームページへの掲載により広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、津波に対する防災意識の向上を図る必要がある。

■洪水ハザードマップの作成、活用の促進（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

令和元年 10 月 12 日の台風 19 号及び 10 月 25 日の大雨災害（令和元年東日本台風）により、宇多川や小泉川などが氾濫したほか、記録的な大雨により市街地や低地など市内の広範囲で浸水被害が発生、さらに全市断水被害も発生し、市民生活に大きな影響をもたらした。県は平成 31 年 3 月に宇多川浸水想定区域図、令和元年 10 月に小泉川浸水想定区域図をそれぞれ公表し（千年に一回程度の想定）、市は令和 2 年 3 月にこれをもとに両河川の洪水ハザードマップを作成した。市は、市民や関係機関等への配布やホームページへの掲載により広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、大雨洪水、浸水被害等に対する防災意識の向上を図る必要がある。

■土砂災害ハザードマップの作成、活用の促進（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

土砂災害防止法に基づき、県による土砂災害警戒区域の指定が行われた地域に対し、危険となる箇所を周知するため、市は平成 30 年 3 月に土砂災害ハザードマップを作成した。市は、市民や関係機関等への配布やホームページへの掲載により広く周知に努め、市民等が災害時に迅速で適切な避難行動をとることができるよう、土砂災害に対する防災意識の向上を図っており、引き続き実施していく必要がある。

■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営（再掲） 【施策分野 3】

【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、大雨洪水時に避難情報を伝達し、福祉避難所を開設して安全の確保に取り組むとともに、必要に応じて福祉

避難所への移送支援を行っており、今後も継続した取り組みが必要である。また、市は、福祉避難所数を増やすことの検討や、福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりが必要である。

■避難行動要支援者の把握（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、把握に努めている。支援対象となる避難行動要支援者を明確にし、大雨洪水時における円滑な避難の支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新しており、今後も継続して取り組む必要がある。

■保護者への迅速で確実な情報伝達（再掲） 【施策分野10】

【学校教育課】

各学校に整備した防災無線やメール配信システムなどを活用し、保護者に対する迅速で確実な情報伝達に努めており、今後も継続して実施していく必要がある。

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

本市には、県が管理する二級河川が10河川（総延長約98.0km）がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年東日本台風では宇多川や小泉川が破堤するなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われた。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要があり、また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。

近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ車の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。

周辺住民に的確な避難情報を発信するため、市街地を流れる宇多川、小泉川においては、危機管理型水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。

■道路管理者間の連携体制の構築 【施策分野6】【都市整備課】

災害時における道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要である。

■津波避難路等の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

東日本大震災時に発生した津波により、多くの市民が犠牲になった。そのため、市は、津波発生時に高台へ避難するための道路等の整備を実施してきており、今後も早期完成に向け事業を進める必要がある。また、避難者に対し避難路へ誘導するための、分かりやすい表示板等の設置が必要である。

■津波の一時避難場所標識の設置（再掲） 【施策分野10】【地域防災対策室】

東日本大震災で発生した津波により、沿岸地域では市民等が犠牲となった。市は、津波発生時の市民や観光客等の迅速な避難につなげるため、平成30年度にすべての津波の一時避難場所6箇所について標識

を作製・設置したが、令和元年度に避難場所等の見直しを行い、新たに高平公園を津波の一時避難場所に指定したことから、当該公園の津波の一時避難場所標識を作成する必要がある。

■歩行者避難空間の確保（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心部などにおいて、一部の基幹道路を除いては歩道の整備がされておらず、車道幅員も狭隘であるため、車両と歩行者の分離が困難であり、火災や自然災害発生時の安全な避難空間が確保されていない。

目標 2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する

リスクシナリオ

2-1 被災地での食料・飲料水・電力・燃料等の物資・エネルギー供給の停止

■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 【施策分野 1、4、10】【地域防災対策室】

市は、東日本大震災時の経験を踏まえ、物資搬入搬出スペースを確保でき、電動式移動ラックに災害時に必要な備蓄品（ペットボトル飲料水、缶入りパン、副食、毛布等）を収納できる防災備蓄倉庫（相馬兵糧蔵）を整備し、平成 25 年 8 月に完成させた。市は、日頃から防災備蓄倉庫の電動式移動ラックの運転管理を適切に行うとともに、ペットボトル飲料水等の備蓄品は、本市での災害発生時の避難者配付用として、また、他自治体が被災した場合の支援物資配付用として活用するため、消費期限を適宜確認しながら必要な物資の種類及び数量を管理しており、今後も適正な管理・運営を行う必要がある。

市は、市民や児童生徒、各種団体等による防災備蓄倉庫の視察研修、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行っており、今後も取り組んでいく必要がある。

■断水時の給水活動体制の整備 【施策分野 4】【財政課】

大雨や台風等による河川の氾濫により上水道施設が寸断され、断水が発生した地区において、相馬地方広域水道企業団と連携を図りながら、給水車による迅速な給水活動を実施する体制を早期に整備する必要がある。

■相馬工業用水道設備の強靱化 【施策分野 5】【商工観光課】

令和元年東日本台風の影響により、相馬市内の相馬工業用水導水管（工水・上水の共同管）が破損し、工業用水が約 1 週間断水となったことから、市内事業所の業務が停止する事態となった。

工業用水の安定的な供給は、市内事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のためにも必要不可欠なものであることから、工業用水道設備の強靱化を早急に進める必要がある。

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野 2】【下水道課】

令和元年の台風 19 号、10.25 大雨による中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区や、浸水被害が想定される地区において、早期に被害の解消等を図る必要がある。

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野 2】【下水道課】

雨水排水機場の耐震化率は 75%であるが、災害時にも適切に機能を発揮するためには、耐震化や耐浸水化を早急に進める必要がある。

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

本市には、県が管理する二級河川が 10 河川（総延長約 98.0km）がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年東日本台風では宇多川や小泉川が破堤するなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われた。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要がある。また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。

近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ車の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。

周辺住民に的確な避難情報を発信するため、市街地を流れる宇多川、小泉川においては、危機管理型水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

本市では、令和元年東日本台風や 10 月 25 日の大雨で、市内を流れる二級河川が破堤や越水したことにより、多数の家屋が浸水被害を受けるなど広範囲において甚大な被害が発生した。市が管理する普通河川においても、流下能力の妨げとなる土砂等の堆積箇所が見受けられる。

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。

■緊急輸送道路の防災・減災対策 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成 30 年 7 月豪雨の際、高知自動車道が 4 車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市内には、国・県・市・道路事業者等が管理する緊急輸送路のネットワークが構築されており、これらの輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮できなくなると、住民の生命の安全や円滑な物流の確保ができなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。

リスクシナリオ

2-2 長期にわたる孤立集落等の発生

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

山間部の市道等において、地震や台風時に山側からの落石や土砂の流入が発生し、通行の支障及び道路の寸断に至る可能性がある。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能しなくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。

■農道・林道の整備 【施策分野7】【農林水産課、土木課】

農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備・維持管理が必要となっている。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備

や、効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として、林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や排水機場等の孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備・維持管理していく必要がある。

■道路管理者間の連携体制の構築（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害時における道路ネットワークの分断や地区の孤立を回避するため、道路ネットワークを形成する国・県・市の各道路管理者が平時より連携体制を構築し、災害時の情報共有、迂回路の設定、除雪や応急復旧での応援など、相互に協力して対応することが必要である。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市内には、国・県・市・道路事業者等が管理する緊急輸送路のネットワークが構築されており、これらの輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮しなくなると、住民の生命の安全や円滑な物流の確保ができなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

令和元年の台風19号、10.25大雨による中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区や、浸水被害が想定される地区において、早期に被害の解消等を図る必要がある。

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

雨水排水機場の耐震化率は75%であるが、災害時にも適切に機能を発揮するためには、耐震化や耐浸水化を早急に進める必要がある。

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

本市には、県が管理する二級河川が10河川（総延長約98.0km）がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年東日本台風では宇多川や小泉川が破堤するなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われた。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要がある。また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。

近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ車の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。

周辺住民に的確な避難情報を発信するため、市街地を流れる宇多川、小泉川においては、危機管理型

水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

本市では、令和元年東日本台風や10月25日の大雨で、市内を流れる二級河川が破堤や越水したことにより、多数の家屋が浸水被害を受けるなど広範囲において甚大な被害が発生した。市が管理する普通河川においても、流下能力の妨げとなる土砂等の堆積箇所が見受けられる。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

リスクシナリオ

2-3 消防等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む必要がある。

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野10】【地域防災対策室】

大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援が必要である。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成29年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する必要がある。

■救急・救命体制の整備（再掲） 【施策分野3、10】【地域防災対策室】

高齢化の進展、疾病構造の変化により、救急・救命業務は年々増加傾向にある。市は、市内の学校や公民館、スポーツ施設等の公共施設にAED（自動体外式除細動器）を設置し、市ホームページに掲載し情報発信を行い、急病等による心停止や心室細動を起こした人を蘇生させるための環境整備を行っている。市は、相馬消防署及び救急救命ボランティア団体と連携しながら、幅広い年齢層を対象に救命講習会を開催し、心肺蘇生法やAEDの技術習得の普及など、救命率の向上に今後も継続して取り組む必要がある。また、市は、救急救命ボランティア団体の活動に補助金を交付し、今後も継続して活動支援を行う必要がある。

リスクシナリオ

2-4 医療・福祉施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療・福祉機能の麻痺

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風の影響により、相馬市内の相馬工業用水導水管（工水・上水の共同管）が破損し、工業用水が約1週間断水となったことから、市内事業所の業務が停止する事態となった。

工業用水の安定的な供給は、市内事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のためにも必要不可欠なものであることから、工業用水道設備の強靱化を早急に進める必要がある。

リスクシナリオ

2-5 被災地における感染症等の大規模発生

■感染症予防対策の推進 【施策分野3】【保健センター】

避難所等における感染症の拡大防止のためには、避難所の区分けや個室スペースの確保、健康観察等での感染兆候の確認による早期発見が必要である。また、日ごろから予防接種の接種率向上、感染症予防に関する知識の普及をして、備えておく必要がある。

■家畜伝染病対策の充実強化 【施策分野7、8】【農林水産課】

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、防疫演習への参加等を行っており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲） 【施策分野2、8、11】【下水道課】

本市の下水処理場は平成2年の供用開始から30年が経過し、管渠・処理場とも老朽化が進んでいる。また、雨水施設の4施設のうち2施設は供用開始から30年が経過し老朽化が進んでおり、計画的なメンテナンスが必要となる。

■合併処理浄化槽への転換促進 【施策分野8】【下水道課】

汲取り便槽と単独処理浄化槽は、依然として市内に多数残存している。汚水処理の未普及は、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となるため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

リスクシナリオ

2-6 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化（再掲） 【施策分野3、11】【教育委員会総務課】

学校施設等の長期的な安全性と適切な学習環境を提供するため、耐震改修、屋根・外壁改修、給排設備改修、小中学校のトイレの洋式化などを計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

災害時における学校施設の避難所機能を確保するため、学校施設の長寿命化などの老朽化対策を計画的に進めており、今後も継続して進めていく必要がある。

■地区公民館の老朽化対策 【施策分野3、11】【中央公民館】

中央公民館を除く、地区公民館8館は市地域防災計画において指定緊急避難所として位置づけられている。このうち、日立木、八幡、玉野地区の3館については、築30年を超え老朽化しており、大規模改修の検討を行う必要がある。

■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲） 【施策分野2、8、11】【下水道課】

本市の下水処理場は平成2年の供用開始から30年が経過し、管渠・処理場とも老朽化が進んでいる。また、雨水施設の4施設のうち2施設は供用開始から30年が経過し老朽化が進んでおり、計画的なメンテナンスが必要となる。

■避難所の開設運営（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課、健康福祉課】

市は、災害が発生又は発生する恐れがあり、市民の避難が必要と判断した場合、避難所を開設し、市民の安全を確保する。市は、避難所の運営にあたって、避難者名簿作成による避難者の状況把握をはじめ、食事の提供、寒暖対策、プライバシー確保対策、障がい者の個室対応、さらには、衛生管理・感染症対策、医師及び保健師による巡回健康相談、被災者支援情報の提供など、各種避難者対応を実施してきた。今後もこれらの対応を継続していく必要がある。

■感染症予防対策の推進（再掲） 【施策分野3】【保健センター】

避難所等における感染症の拡大防止のためには、避難所の区分けや個室スペースの確保、健康観察等での感染兆候の確認による早期発見が必要である。また、日ごろから予防接種の接種率向上、感染症予防に関する知識の普及をして、備えておく必要がある。

■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営（再掲） 【施策分野1、4、10】【地域防災対策室】

市は、東日本大震災時の経験を踏まえ、物資搬入搬出スペースを確保でき、電動式移動ラックに災害時に必要な備蓄品（ペットボトル飲料水、缶入りパン、副食、毛布等）を収納できる防災備蓄倉庫（相馬兵糧蔵）を整備し、平成25年8月に完成させた。市は、日頃から防災備蓄倉庫の電動式移動ラック

の運転管理を適切に行うとともに、ペットボトル飲料水等の備蓄品は、本市での災害発生時の避難者配付用として、また、他自治体が被災した場合の支援物資配付用として活用するため、消費期限を適宜確認しながら必要な物資の種類及び数量を管理しており、今後も適正な管理・運営を行う必要がある。

市は、市民や児童生徒、各種団体等による防災備蓄倉庫の視察研修、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行っており、今後も取り組んでいく必要がある。

■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営（再掲） 【施策分野3】

【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者について、大雨洪水時に避難情報を伝達し、福祉避難所を開設して安全の確保に取り組むとともに、必要に応じて福祉避難所への移送支援を行っており、今後も継続した取り組みが必要である。また、市は、福祉避難所数を増やすことの検討や、福祉避難所の円滑な開設、運営のための計画づくりが必要である。

■避難行動要支援者の把握（再掲） 【施策分野3】【社会福祉課】

市は、障がい等により自力での避難が困難で、避難の支援を必要とする避難行動要支援者の名簿を作成し、把握に努めている。支援対象となる避難行動要支援者を明確にし、大雨洪水時における円滑な避難の支援を実施するため、避難行動要支援者名簿を毎年更新しており、今後も継続して取り組む必要がある。

目標3 必要不可欠な行政機能は確保する

リスクシナリオ

3-1 市の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下

■防災拠点施設の機能確保 【施策分野1】【財政課】

災害発生時に災害対策本部が置かれる市役所本庁舎は、防災拠点施設としての機能維持のため、72時間分の災害時の非常用自家発電機や免震構造を備えている。防災拠点施設として機能不全の事態にならないよう、市は、今後も継続して施設・設備の定期点検や保守管理を適切に行い、機能維持に努めていく必要がある。

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市は、沿岸地域の防災行政無線が東日本大震災の津波被害を受けたため、デジタル式防災行政無線システムを新庁舎建設に合わせて構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する必要がある。

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく必要がある。

また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む必要がある。

■福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

民間通信事業者の回線が停止した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線により、県や市町村、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、音声や FAX による災害情報等の受伝達が可能となっている。大規模災害発生時でもシステムの機能が喪失されないよう、市は県と連携しながら定期的な点検を実施するなど、システムの管理・運用を行っていく必要がある。

■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営（運営） 【施策分野 1、4、10】【地域防災対策室】

市は、東日本大震災時の経験を踏まえ、物資搬入搬出スペースを確保でき、電動式移動ラックに災害時に必要な備蓄品（ペットボトル飲料水、缶入りパン、副食、毛布等）を収納できる防災備蓄倉庫（相馬兵糧蔵）を整備し、平成 25 年 8 月に完成させた。市は、日頃から防災備蓄倉庫の電動式移動ラックの運転管理を適切に行うとともに、ペットボトル飲料水等の備蓄品は、本市での災害発生時の避難者配付用として、また、他自治体が被災した場合の支援物資配付用として活用するため、消費期限を適宜確認しながら必要な物資の種類及び数量を管理しており、今後も適正な管理・運営を行う必要がある。

市は、市民や児童生徒、各種団体等による防災備蓄倉庫の視察研修、備蓄品の提供等を通じて、災害に備えた備蓄の重要性等の啓発活動を行っており、今後も取り組んでいく必要がある。

■地域防災計画の修正 【施策分野 1、10】【地域防災対策室】

災害対策基本法に基づき策定する地域防災計画について、市は、災害への対応や国・県の防災対策の修正等、さらには本市で発生した災害の対応等をもとに、定期的に検討・見直しを行い、市防災体制の充実強化を図る必要がある。

■業務継続計画（BCP）の策定・修正 【施策分野 1】【地域防災対策室】

市は、令和 2 年 3 月に業務継続計画（BCP）を策定し、大規模災害発生時での人、物、情報、ライフライン等の制約下で、職員が非常時優先業務を計画どおり実施できる体制を構築するため、必要な人員や物資、対応手順等を定期的に検証し、実効性の向上に努める必要がある。

■ICT 部門の業務継続計画（ICT-BCP）等 【施策分野 1】【情報政策課】

重要業務に係る情報システムは、大規模災害が発生した場合であっても中断させず、または中断に至ったとしてもできるだけ早期に復旧させる必要がある。また、地震による庁舎倒壊や停電が発生した場合でも、各情報システムが停止しない、耐災害性の強化を図る必要がある。

■公共施設等総合管理計画の推進（再掲） 【施策分野 1、11】【財政課】

市が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える施設も多く見込まれている。避難施設となる学校等の各施設をはじめ、道路、橋梁などは災害対応上欠かせない施設であり、機能確保が求められる。そのため、市は、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化に努めながら、更新・統廃合・転用及び長寿命化などに取り組み、公共施設等の総合的なマネジメントを今後も計画的に進めていく必要がある。

■職員の防災訓練（図上訓練等）の実施 【施策分野 1】【地域防災対策室】

市は、職員を対象に、各種災害を想定した防災訓練（災害対策本部の運営、情報収集伝達、避難所の開設等の図上訓練等）を行い、訓練結果を検証する等、職員の防災意識を高め、職員の災害対応に係る判断力や実行力を強化する必要がある。

■災害時応援体制の構築 【施策分野 1】【地域防災対策室】

大規模災害が発生し、市単独では十分な応急対応や被災者支援、災害復旧などができない場合に備え、市は、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結しており、今後も必要に応じて協定締結を行う必要がある。市は、災害時に物資の供給や応援職員の派遣などを円滑に実施できるよう、平常時から締結先との情報連絡体制を確立し、災害時における応援体制を構築する必要がある。

目標 4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

リスクシナリオ

4-1 防災・災害対応に必要な通信インフラの麻痺・機能停止

■防災拠点施設の機能確保（再掲） 【施策分野 1】【財政課】

災害発生時に災害対策本部が置かれる市役所本庁舎は、防災拠点施設としての機能維持のため、72時間分の災害時の非常用自家発電機や免震構造を備えている。防災拠点施設として機能不全の事態にならないよう、市は、今後も継続して施設・設備の定期点検や保守管理を適切に行い、機能維持に努めていく必要がある。

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市は、沿岸地域の防災行政無線が東日本大震災の津波被害を受けたため、デジタル式防災行政無線システムを新庁舎建設に合わせて構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する必要がある。

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野 1、4】

【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく必要がある。

また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む必要がある。

■**福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用（再掲）** 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

民間通信事業者の回線が停止した場合でも、福島県総合防災情報ネットワークシステムの衛星系及び地上系の通信回線により、県や市町村、防災関係機関等との情報連絡手段が確保され、音声や FAX による災害情報等の受伝達が可能となっている。大規模災害発生時でもシステムの機能が喪失されないよう、市は県と連携しながら定期的な点検を実施するなど、システムの管理・運用を行っていく必要がある。

■**無電柱化の推進（再掲）** 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

リスクシナリオ

4-2 テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態

■防災行政無線システムの適正な管理・運用（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市は、沿岸地域の防災行政無線が東日本大震災の津波被害を受けたため、デジタル式防災行政無線システムを新庁舎建設に合わせて構築した。停電時の電源確保のため非常用電源設備を備えており、市内全域に108基の屋外拡声子局（スピーカー）、沿岸や河川に防災カメラ6基、相馬港1号ふ頭には潮位計を設置し、災害発生時の情報収集伝達体制及び避難情報伝達体制の強化を図っている。防災行政無線システムは、地震・津波や洪水等の災害発生時又は災害発生の恐れがある場合、住民避難の伝達手段として重要な役割を果たすことから、市は、日頃から屋外拡声子局や防災カメラ等のシステムが正常に稼働していることを確認するなど、今後も適正な管理・運用を行っていく必要がある。

■防災行政無線の内容確認電話の回線増設（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

令和元年東日本台風等では、防災行政無線による放送内容が建物内では聞き取りにくく、多くの市民が電話で放送内容を確認したため問い合わせが集中し、電話がつながりにくい状況となったことから、市は、内容確認電話の回線を増設する必要がある。

■緊急情報の伝達手段の多重化（再掲） 【施策分野1、4】

【地域防災対策室】

市は、土砂災害警戒情報や気象特別警報等の発表、火災情報、避難指示・勧告等の発令情報を市民等に迅速に周知・伝達するため、防災行政無線や広報車のほか、携帯電話の緊急速報メール（エリアメール）や登録者を対象とした市防災メール、さらに、市ホームページやツイッターにより災害情報や避難情報等の配信を行うなどの伝達手段の多重化を図っており、今後も継続して実施していく必要がある。また、市は、スピーカーを備えた広報車の整備に取り組む必要がある。

目標 5 経済活動を機能不全に陥らせない

リスクシナリオ

5-1 サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下、経済活動の停滞

■企業等の事業継続力強化の支援 【施策分野5】【商工観光課】

発災後の早期復旧及び事業再開のため、中小企業の事業継続計画（BCP）や事業継続力強化計画の策定を支援し、防災・減災対策の取り組みを促進する必要がある。

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風の影響により、相馬市内の相馬工業用水導水管（工水・上水の共同管）が破損し、工業用水が約1週間断水となったことから、市内事業所の業務が停止する事態となった。

工業用水の安定的な供給は、市内事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のためにも必要不可欠なものであることから、工業用水道設備の強靱化を早急に進める必要がある。

■水産関係施設の整備等 【施策分野7】【農林水産課】

漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、県が津波・地震に対する耐性機能診断を実施し、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定や、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等について、漁港管理者である県に要請していく必要がある。

さらに、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、災害等により施設利用に支障を来した場合には、早急な復旧が必要となる。

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能なくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。

リスクシナリオ

5-2 食料等の安定供給の停滞

■食料生産基盤の整備（ほ場区画整理） 【施策分野7】【農林水産課】

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

■農業水利施設の長寿命化・防災減災 【施策分野7、11】【農林水産課】

市内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

また、災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。

■農道・林道の整備（再掲） 【施策分野7】【農林水産課、土木課】

農作業の利便性向上、農産物流通の効率化、農山村の活性化及び生活環境の向上等を図るため、計画的な農道の整備・維持管理が必要となっている。また、森林の多面的機能の高度発揮に向けた森林整備や、効率的で安定した林業経営の確立のための基盤として、林道の整備を進めている。農道・林道は、大規模災害の発生時において、基幹交通の寸断に伴う輸送機能の停止や排水機場等の孤立する公共施設等の発生を回避するための代替輸送路・迂回路としての役割を期待できることから、引き続き、防災・減災の観点からも必要な農道・林道について計画的に整備・維持管理していく必要がある。

■水産関係施設の整備等（再掲） 【施策分野7】【農林水産課】

漁港における主要陸揚げ岸壁とその前面防波堤に関して、県が津波・地震に対する耐性機能診断を実施し、安定性を確保できない施設については、機能強化のための施設整備を実施していくとともに、県内の各漁港施設に係る機能保全計画の策定や、適切な維持管理及び計画的な施設の更新等について、漁港管理者である県に要請していく必要がある。

さらに、水産業共同利用施設は、水産業の振興を図る上で、重要な役割を担うことから、適正な維持管理を行うとともに、災害等により施設利用に支障を来した場合には、早急な復旧が必要となる。

目標6 ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

リスクシナリオ

6-1 電気・石油・ガス等のエネルギー供給機能の停止

■無電柱化の推進（再掲） 【施策分野2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■再生可能エネルギーの導入拡大 【施策分野4】【企画政策課】

住宅用の太陽光発電システムへの設置補助を行っているが、市内全住宅に設置されている状況にはない。災害時に各家庭の電力確保の一助となることから、住宅への太陽光発電システム設置を継続して支援する必要がある。また、「蓄電システム」等、新たな住宅用のエネルギー供給システムへの補助についても検討する必要がある。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風の影響により、相馬市内の相馬工業用水導水管（工水・上水の共同管）が破損し、工業用水が約1週間断水となったことから、市内事業所の業務が停止する事態となった。

工業用水の安定的な供給は、市内事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のためにも必要不可欠なものであることから、工業用水道設備の強靱化を早急に進める必要がある。

リスクシナリオ

6-2 上下水道等の長期間にわたる機能停止

■断水時の給水活動体制の整備（再掲） 【施策分野4】【財政課】

大雨や台風等による河川の氾濫により上水道施設が寸断され、断水が発生した地区において、相馬地方広域水道企業団と連携を図りながら、給水車による迅速な給水活動を実施する体制を早期に整備する必要がある。

■相馬工業用水道設備の強靱化（再掲） 【施策分野5】【商工観光課】

令和元年東日本台風の影響により、相馬市内の相馬工業用水導水管（工水・上水の共同管）が破損し、工業用水が約1週間断水となったことから、市内事業所の業務が停止する事態となった。

工業用水の安定的な供給は、市内事業所の事業継続や電力供給、さらには医療や福祉機能の継続のためにも必要不可欠なものであることから、工業用水道設備の強靱化を早急に進める必要がある。

■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲） 【施策分野2、8、11】【下水道課】

本市の下水処理場は平成2年の供用開始から30年が経過し、管渠・処理場とも老朽化が進んでいる。また、雨水施設の4施設のうち2施設は供用開始から30年が経過し老朽化が進んでおり、計画的なメンテナンスが必要となる。

■合併処理浄化槽への転換促進（再掲） 【施策分野8】【下水道課】

汲取り便槽と単独処理浄化槽は、依然として市内に多数残存している。汚水処理の未普及は、公共用水域の水質悪化や感染症のまん延の原因となるため、合併処理浄化槽への転換を促進する必要がある。

■浸水対策事業（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

令和元年の台風19号、10.25大雨による中小河川の氾濫により浸水被害が発生した地区や、浸水被害が想定される地区において、早期に被害の解消等を図る必要がある。

■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化（再掲） 【施策分野2】【下水道課】

雨水排水機場の耐震化率は75%であるが、災害時にも適切に機能を発揮するためには、耐震化や耐浸水化を早急に進める必要がある。

■河川の改修の推進・維持管理の強化等（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

本市には、県が管理する二級河川が10河川（総延長約98.0km）がある。近年は台風等による豪雨や局地的大雨が頻発し、令和元年東日本台風では宇多川や小泉川が破堤するなど、多くの住宅が浸水被害に見舞われた。気象変動の影響への適応という観点も加えて、抜本的な河川改修を実施する必要がある。

り、また、堆砂除去等の維持管理の強化も急務となっている。

近年の局地的大雨や短時間豪雨で度々浸水被害が発生している箇所については、長期的な対策を進める一方で、排水ポンプ車の配備等の短期的に実施できる対策も講じる必要がある。

周辺住民に的確な避難情報を発信するため、市街地を流れる宇多川、小泉川においては、危機管理型水位計や監視カメラにより、水位をリアルタイムで把握する必要がある。

■普通河川の土砂浚渫（再掲） 【施策分野9】【土木課】

本市では、令和元年東日本台風や10月25日の大雨で、市内を流れる二級河川が破堤や越水したことにより、多数の家屋が浸水被害を受けるなど広範囲において甚大な被害が発生した。市が管理する普通河川においても、流下能力の妨げとなる土砂等の堆積箇所が見受けられる。

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市内には、国・県・市・道路事業者等が管理する緊急輸送路のネットワークが構築されており、これらの輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮しなくなると、住民の生命の安全や円滑な物流の確保ができなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。

リスクシナリオ

6-3 地域交通ネットワークが分断する事態

■地域公共交通等の確保 【施策分野6】【企画政策課】

道路や線路が破損などにより運行内容が変更となった場合、市民が公共交通等の運行状況を知ることができるようにする必要がある。JR常磐線が強風時に運休となる。

【現状】

- ・生活路線バス：市民の通学や買い物などの日常生活の足の確保のために運行。12路線（市内9路線、広域路線3路線）
- ・高速バス：相馬ICにバスターミナルを設置し、民間事業者が「福島」「東京」「仙台」等への広域間を運行。①南相馬～相馬～福島線、②南相馬～相馬～仙台線、③会津若松～相馬～仙台空港線、④相馬～南相馬～東京
- ・おでかけミニバス：高齢者の買い物の移動手段確保を目的として、各地区と中心市街地を結び運行。全21ルート（各ルート週2回運行）
- ・鉄道：JR常磐線は、東日本大震災による被災及び原子力災害の影響で一部不通となっていたが、令和2年3月14日より約9年ぶりに全線開通。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

山間部の市道等において、地震や台風時に山側からの落石や土砂の流入が発生し、通行の支障及び道路の寸断に至る可能性がある。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能なくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。

■歩行者避難空間の確保（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心部などにおいて、一部の基幹道路を除いては歩道の整備がされておらず、車道幅員も狭隘であるため、車両と歩行者の分離が困難であり、火災や自然災害発生時の安全な避難空間が確保されていない。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市内には、国・県・市・道路事業者等が管理する緊急輸送路のネットワークが構築されており、これらの輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮なくなると、住民の生命の安全や円滑な物流の確保ができなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲） 【施策分野6、11】【土木課】

市内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。

■住宅・建築物の耐震化等（再掲） 【施策分野2】【建築課】

本市の住宅の耐震化率は 79.3%（H25）と全国平均約 82%（H25）を下回っており、耐震化を早急に進める必要がある。

リスクシナリオ

6-4 異常渇水等による用水の供給途絶

■農業用水の渇水対策 【施策分野7】【農林水産課】

異常渇水の発生時又は発生するおそれがある場合においても、渇水時対策資料（非常配備体制表、用水系統図等）の準備・提供や、農業用水の計画的な配水・節水などの対策を適切に実施するため、毎月ダム貯水状況報告を受け、状況把握と連絡体制の確認を行っている。今後も、貯水状況報告を継続し、関係機関との情報共有や連携対応に係る体制の強化を図り、農業用水の渇水対策の充実に向けて取り組んでいく必要がある。

目標 7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

リスクシナリオ

7-1 ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生

■ため池の決壊等による被害の防止 【施策分野7】【農林水産課】

平成30年7月の西日本豪雨で多くのため池で決壊等の被害が発生したことを踏まえ、国により、防災重点ため池の選定基準が見直され、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（令和元年7月）が制定された。それにより、農業用ため池の防災・減災対策として浸水想定区域を図示したハザードマップの作成が求められており、本市において旧基準で14箇所だった該当ため池は、新基準で119箇所となり、そのすべてについてハザードマップを作成し、浸水想定区域の周辺住民へ周知していく必要がある。また、危険性の高いため池の把握と計画的な改修を進める必要がある。

■農業水利施設の長寿命化・防災減災（再掲） 【施策分野7、11】【農林水産課】

市内の農業水利施設の多くは、老朽化等による機能低下が進んでいる。また、地域農業を支える農家の減少、高齢化、農業所得の低下といった施設管理体制に弱体化の傾向があり、農業水利施設の維持管理が課題となっている。災害の発生に備え、農業水利施設の多面的機能が十分に発揮されるよう、各施設管理者による適正な施設診断の実施や施設管理体制の強化を進め、防災・減災に配慮したストックマネジメントの推進及び適正な維持管理に取り組み、安全安心な農山漁村づくりを促進する。

また、災害による農地等の被害を最小限に抑え、持続的な農業の発展を後押しするため、老朽化した施設の更新を進める必要がある。

■ダムの維持管理・老朽化対策 【施策分野7、11】【農林水産課】

県有施設で本市が維持管理を受託している松ヶ房ダムは、宇多川源流部に位置し、農業用ダムではあるものの下流域の防災に資している。築造からの年数経過により、設備の老朽化が進み、主要な管理用機器が更新時期を迎えているため、年次計画による施設設備の補修工事等が進められている。

■土砂災害防止対策の推進（再掲） 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。

リスクシナリオ

7-2 原子力発電所等からの放射性物質の放出及びそれに伴う被ばく

■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供 【施策分野 1、8、10】

【放射能対策室】

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は、市民の健康へ大きな不安をもたらしたほか、農業等の産業へも大きな被害を与えている。本市では原子力災害からの復興に向け、除染や、被ばく検査、メッシュ調査、モニタリングなどの放射線対策を実施してきた。

原子力規制庁が市内に設置した可搬型モニタリングポスト（14ヶ所）、リアルタイム線量測定システム（54ヶ所）により、市内の空間線量の監視と把握に努めるとともに、市民の放射線への不安の払拭に向け、市内の空間線量の測定値を毎月広報紙に掲載し市民に周知を図っており、今後も継続した取り組みが必要である。

可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムによる空間線量測定のほかにも、局地的な空間線量を測定するための測定機器の点検校正を定期的に行う必要がある。

再び放射性物質の放出に至る事象が起きた場合においても、市民が冷静かつ適切な行動を取れるように、今後も平常時から放射線に関する正しい情報の発信を行う必要がある。

■放射線教育の推進 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、『正しく怖れ、賢く避ける』を基本方針とした放射線教育を実施しており、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

リスクシナリオ

7-3 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

■耕作放棄地の発生防止と解消 【施策分野7】【農業委員会】

農地には、雨水を一時的に湛水する働きや下流域への土壌流出防止などの多面的機能を有しており、耕作放棄地の増大は、自然災害時の被害拡大リスクを増加させる。

農業委員会では、利用状況調査により耕作放棄地の実態把握に努めるとともに、耕作放棄地の発生防止と解消に向けて、啓発活動や所有者や耕作者に対し適正管理への指導を行っており、今後も継続していく必要がある。

■食料生産基盤の整備（ほ場区画整理）（再掲） 【施策分野7】【農林水産課】

食料生産基盤である農地は、雨水を一時的に貯留する働きや下流域への土壌流出を防ぐ働きなどの多面的機能を有しており、耕作放棄による農地の荒廃は、自然災害時の被害拡大のリスクを増加させることから、ほ場の区画整理による食料生産基盤の整備を促進し、安定的かつ効率的な営農を推進する。

■有害鳥獣被害防止対策の充実強化 【施策分野7】【農林水産課】

サル、イノシシ、カラスなどにより農作物に大きな被害が出ており、鳥獣被害を一因とする耕作放棄地の発生が懸念されている。本市では、電気柵設置への助成、イノシシ等の捕獲に対し奨励金を交付するとともに、関係機関と連携した野生鳥獣による農業被害の防止に取り組んでおり、今後もこれらの取り組みを継続していく必要がある。

■森林の整備及び治山施設の整備（再掲） 【施策分野7、9】【農林水産課】

林業の衰退や原子力災害に伴う避難指示や放射性物質による汚染等の影響により、森林の整備が行き届かず、水源涵養や山地災害防止等の森林が有する多面的機能の低下が懸念されている。森林整備と放射性物質対策を一体的に取り組み、多面的機能を高度に発揮できる健全な森林整備や山村経済の振興等を図り、災害に強い森林づくりを推進する。また、昨今の度重なる豪雨・長雨等により、法面崩壊等の山地災害が発生しており、治山事業による早期の防災・減災対策が求められている。山地災害等による被害の防止及び保安林の機能を維持・強化するため、溪流や山腹斜面を安定させるための治山施設の整備や植栽、森林の造成等による荒廃地・荒廃危険地等の復旧整備を実施しているところであり、今後も引き続き、計画的な治山施設の整備を県に要望していく必要がある。

■農業・林業の担い手確保と育成 【施策分野7】【農林水産課】

農業者の高齢化や農業経営体数の減少、東日本大震災及び原子力災害の影響に伴う避難、風評による営農意欲の減退等の課題が懸念されている。自然災害の発生に備え、農地の多面的機能が十分に発揮されるよう、今後も引き続き、認定農業者・新規就農者の確保・育成や企業の農業参入支援を推進すると

ともに、農用地の利用集積や経営の規模拡大・効率化を促進し、経営基盤の強化を図ることによる営農再開や農業担い手の確保に取り組んでいく必要がある。

林業分野への新規就業者の確保や林業労働者の定着を促進するため、現地見学会や各種研修会の実施等に取り組んでいるものの、林業所得の不安定さや技術習得の難しさを背景として、新たな林業担い手の確保・育成が進まず、林業労働者の減少と高齢化が課題となっている。東日本大震災及び原子力災害の発生以降停滞している森林林業を再生し、森林が有する多面的機能の高度発揮による災害に強い森林づくりを推進するため、林業が魅力ある職場となるための対策や技術習得に係る研修制度の充実などに引き続き取り組み、林業担い手の確保・育成についての情報を発信していく必要がある。

リスクシナリオ

7-4 風評被害等による地域経済等への甚大な影響

■風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等 【施策分野7、10】

【農林水産課】

市は、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評被害の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や第一次産品等の魅力等についての情報発信等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、市は、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

■家畜伝染病対策の充実強化（再掲） 【施策分野7、8】【農林水産課】

大規模自然災害時においても家畜伝染病の発生予防・まん延防止対策を迅速かつ的確に行うため、防疫演習への参加等を行っており、今後も引き続き、関係機関との緊密な連携の下、家畜防疫体制の強化を図る必要がある。

目標 8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

リスクシナリオ

8-1 大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

■災害廃棄物処理体制の強化 【施策分野 8】【生活環境課】

大規模災害で大量に発生する災害廃棄物については、発災直後からの仮置場の設置、廃棄物の受け入れ、収集運搬、処理・処分などを円滑に進め、復旧・復興の妨げにならないようにすることが重要である。

市の廃棄物処理施設だけでは処理が困難であり、民間施設の協力体制や広域処理の体制を整える必要がある。

リスクシナリオ

8-2 復興を支える人材等（専門家、コーディネーター、労働者、地域に精通した技術者等）の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■災害ボランティア受入体制の確立 【施策分野 3、10】【企画政策課】

現在、市は、災害時に災害ボランティアを円滑に受け入れるため、市社会福祉協議会と連携し、災害ボランティアセンターの設置から運営に関わっている。

災害ボランティアの速やかな受け入れのためには、ボランティアの受入体制を早期に整える必要があることから、市社会福祉協議会との平常時からの連携が重要となる。しかし、現状は、災害ボランティアセンターの設置について、その都度、市及び市社会福祉協議会が協議をしている状況である。

■災害時応援体制の構築（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

大規模災害が発生し、市単独では十分な応急対応や被災者支援、災害復旧などができない場合に備え、市は、他自治体や民間企業等と災害時の応援協定を締結しており、今後も必要に応じて協定締結を行う必要がある。市は、災害時に物資の供給や応援職員の派遣などを円滑に実施できるよう、平常時から締結先との情報連絡体制を確立し、災害時における応援体制を構築する必要がある。

リスクシナリオ

8-3 地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる 事態

■消防団の充実強化（再掲） 【施策分野 1】【地域防災対策室】

消防団は、地域の安全・安心を守る地域に密着した非常備の消防組織であり、災害時には地域防災力の要となる重要な役割を担っているが、社会情勢や就業構造の変化により、団員の減少や高齢化が進んでいる。市は、団員確保のため、青年層の消防団加入を促進するとともに、消防団活動に対する地域や雇用者の理解と支援が得られる環境整備に今後も継続して取り組む必要がある。さらに、市は、災害時における消火活動や救助活動、水防活動、警戒活動、避難広報や避難誘導等の各種活動を迅速かつ的確に実施できるよう、団員の教育訓練を推進するほか、消防装備や消防資機材、消防車両等の整備充実に今後も継続して取り組む必要がある。

■自主防災組織の育成支援（再掲） 【施策分野 10】【地域防災対策室】

大規模災害発生時は、行政機関の「公助」による対応に限界がある。過去の地震発生直後では、「自力・家族」、「住民同士」の助け合いにより多くの命が救われ、地域の防災活動の重要性が明らかになっている。

防災の基本である「自助」や、自分たちの地域は自分たちで守る「共助」の考えの下、地域防災力の向上のため、組織結成に取り組む行政区等や、防災訓練等の活動を実施する自主防災組織に対し、市は、相馬消防署と連携しながら指導、助言等の育成支援を行っており、今後も継続した支援が必要である。また、市は、自主防災組織の活性化を図るため、平成 29 年度から防災訓練時費用の一部へ助成金交付を行っており、今後も継続して実施する必要がある。

■防犯体制の充実 【施策分野 10】【地域防災対策室】

犯罪のない安全な地域づくりのためには、警察や行政、防犯団体等の関係機関が連携し、地域全体で防犯活動、地域安全活動に取り組む必要がある。平常時のみならず、災害発生後の不安定な地域情勢下では、子どもや女性、高齢者が巻き込まれる事件や、避難者の自宅や留守宅への侵入窃盗などの犯罪発生が懸念される。市民の不安を解消し、犯罪のない安全な地域づくりのため、市は、今後も引き続き、防犯協会や防犯指導隊が行う防犯パトロールや防犯意識の啓発活動、地域見廻り隊などの地域ボランティアによる活動を支援し、関係機関と連携した地域安全対策を推進する必要がある。

■被災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の整備 【施策分野 1】

【税務課、地域防災対策室】

大規模災害発生時は、応急復旧業務が膨大となり市職員のマンパワー不足が想定され、被災家屋調査や罹災証明書発行の遅れが被災者の生活再建の遅れ、さらには、被災地全体の復興の遅れにつながる事態となる。そのため、市は、これらの業務にあたる市職員の確保はもとより、県や他自治体からの応援

職員の受援体制の整備に努め、迅速な被災家屋調査や罹災証明書発行を実施する体制の整備が必要である。

■地域公共交通等の確保（再掲） 【施策分野6】【企画政策課】

道路や線路が破損などにより運行内容が変更となった場合、市民が公共交通等の運行状況を知ることができるようにする必要がある。JR常磐線が強風時に運休となる。

【現状】

- ・生活路線バス：市民の通学や買い物などの日常生活の足の確保のために運行。12路線（市内9路線、広域路線3路線）
- ・高速バス：相馬ICにバスターミナルを設置し、民間事業者が「福島」「東京」「仙台」等への広域間を運行。①南相馬～相馬～福島線、②南相馬～相馬～仙台線、③会津若松～相馬～仙台空港線、④相馬～南相馬～東京
- ・おでかけミニバス：高齢者の買い物の移動手段確保を目的として、各地区と中心市街地を結び運行。全21ルート（各ルート週2回運行）
- ・鉄道：JR常磐線は、東日本大震災による被災及び原子力災害の影響で一部不通となっていたが、令和2年3月14日より約9年ぶりに全線開通。

■風評被害等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等（再掲） 【施策分野7、10】

【農林水産課】

市は、東日本大震災からの復興及び原子力災害の影響による風評被害の払拭に向けて、検査や生産管理による安全・安心の確保、観光資源や第一次産品等の魅力等についての情報発信等に取り組んでいる。災害等の発生に伴う誤認識や消費者の過剰反応などの風評により、地域経済が甚大な影響を受けるという経験を踏まえ、市は、正確な情報をいち早く収集し、適時適切に情報発信していくとともに、風評被害の払拭に向けた粘り強い取組を通じて、戦略的・効果的な対策の手法等について検討を深めていく必要がある。

■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供（再掲） 【施策分野1、8、10】

【放射能対策室】

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所からの放射性物質の放出は、市民の健康へ大きな不安をもたらしたほか、農業等の産業へも大きな被害を与えている。本市では原子力災害からの復興に向け、除染や、被ばく検査、メッシュ調査、モニタリングなどの放射線対策を実施してきた。

原子力規制庁が市内に設置した可搬型モニタリングポスト（14ヶ所）、リアルタイム線量測定システム（54ヶ所）により、市内の空間線量の監視と把握に努めるとともに、市民の放射線への不安の払拭に向け、市内の空間線量の測定値を毎月広報紙に掲載し市民に周知を図っており、今後も継続した取り組みが必要である。

可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システムによる空間線量測定のほかにも、局地

的な空間線量を測定するための測定機器の点検校正を定期的に行う必要がある。

再び放射性物質の放出に至る事象が起きた場合においても、市民が冷静かつ適切な行動を取れるように、今後も平常時から放射線に関する正しい情報の発信を行う必要がある。

■防災教育の推進（再掲） 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、災害や防災に関する基礎知識や技能を習得し、災害時に自らの判断で主体的かつ適切に行動して自分の命を守り抜く力を身に付けられるよう、防災教育を推進しており、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

各学校では学校防災計画を策定し、防災訓練を実施しており、今後も継続して実施していく必要がある。

■放射線教育の推進（再掲） 【施策分野 10】【学校教育課】

児童生徒が、放射線に対する正しい知識と理解のもとに適切に判断し行動していく力を身に付けられるよう、『正しく怖れ、賢く避ける』を基本方針とした放射線教育を実施しており、今後も継続して取り組んでいく必要がある。

リスクシナリオ

8-4 道路等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態

■土砂災害防止対策の推進 【施策分野9】【都市整備課】

土砂災害の被害を防ぐため、砂防堰堤や急傾斜地における擁壁等の整備、土砂堆積が著しい河川内の堆砂除去、既存の砂防関係施設の適切な維持管理等が必要になる。さらには、土砂災害警戒区域等における標識設置等、危険箇所への対策が必要になる。

■落石・土砂流入防止施設の整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

山間部の市道等において、地震や台風時に山側からの落石や土砂の流入が発生し、通行の支障及び道路の寸断に至る可能性がある。

■緊急輸送道路の防災・減災対策（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

緊急輸送道路は、災害応急対策活動の実施に必要な物資、資機材、要員等の輸送を行うため、各防災拠点との有機的連携を考慮して指定している道路であることから、過去の災害において土砂崩れがあった箇所や冠水した箇所の解消に向けた防災・減災対策を計画的・重点的に行い、緊急輸送ネットワークの機能強化と通行の安全・安心を確保する必要がある。

■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【都市整備課】

災害発生時に避難や救助・救援活動、物資供給を円滑に行うためには、地すべりや土砂災害等において寸断されにくい構造やダブルネットワークにより代替性が確保される等、災害に強い道路ネットワークを整備する必要がある。具体例として、平成30年7月豪雨の際、高知自動車道が4車線化していたことで寸断を免れたとともに、中国自動車道や山陰自動車道では、寸断箇所が多発した中でも、代替性を確保した道路ネットワークを駆使することで、迅速な物資運搬が行われた。

■交通ネットワークの整備（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市街地中心から離れた集落等において、高規格道路である常磐自動車道、相馬福島道路、国・県道とのアクセスに利用される市幹線道路は重要な生活基盤であり、高次医療機関との救急医療ネットワークとして、さらには災害時における避難・救助活動のルートとして欠かせないものである。各集落（行政区）で基幹となる幹線道路が機能なくなると、市民の安全・安心な暮らしが確保できなくなる恐れがある。

■橋梁・トンネルの耐震対策（再掲） 【施策分野6】【土木課】

市内には、国・県・市・道路事業者等が管理する緊急輸送路のネットワークが構築されており、これらの輸送路に係る橋梁・トンネルが本来有する機能を発揮なくなると、住民の生命の安全や円滑な物

流の確保ができなくなる恐れがある。

■**橋梁・トンネルの長寿命化（再掲）** 【施策分野 6、11】【土木課】

市内には、老朽化が進む橋梁・トンネルが複数存在しており、これらの施設が常に安全・安心に利用できる状態でなければ、災害発生時などに利用者の安全の確保が困難となる恐れがあるほか、市内各所で孤立集落が発生する可能性がある。

■**公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲）** 【施策分野 2、8、11】【下水道課】

本市の下水処理場は平成 2 年の供用開始から 30 年が経過し、管渠・処理場とも老朽化が進んでいる。また、雨水施設の 4 施設のうち 2 施設は供用開始から 30 年が経過し老朽化が進んでおり、計画的なメンテナンスが必要となる。

■**無電柱化の推進（再掲）** 【施策分野 2】【都市整備課】

地震や強風等により電柱等が倒壊し道路が寸断される事態を防止するため、また、ライフラインの供給停止のリスクを最小限に抑えるため、緊急輸送道路等の無電柱化を進める必要がある。

■**公共施設等総合管理計画の推進（再掲）** 【施策分野 1、11】【財政課】

市が保有する公共施設等（インフラ施設を含む）の老朽化対策については、維持補修等の必要な取り組みを進めているが、今後更新時期を迎える施設も多く見込まれている。避難施設となる学校等の各施設をはじめ、道路、橋梁などは災害対応上欠かせない施設であり、機能確保が求められる。そのため、市は、公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点のもと、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化に努めながら、更新・統廃合・転用及び長寿命化などに取り組み、公共施設等の総合的なマネジメントを今後も計画的に進めていく必要がある。

巻末資料2 施策分野ごとの強靱化施策

※強靱化施策の文面は省略

<個別施策分野>

1 行政機能／消防等

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■防災拠点施設の機能確保	3-1、4-1	財政課
■防災行政無線システムの適正な管理・運用	1-1、1-2、1-4、1-5、3-1、4-1、4-2	地域防災対策室
■防災行政無線の内容確認電話の回線増設	1-1、1-2、1-4、1-5、3-1、4-1、4-2	地域防災対策室
■緊急情報の伝達手段の多重化	1-1、1-2、1-4、1-5、3-1、4-1、4-2	地域防災対策室
■福島県総合防災情報ネットワークシステムの管理・運用	3-1、4-1	地域防災対策室
■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営	2-1、2-6、3-1	地域防災対策室
■消防団の充実強化	1-1、1-2、1-4、1-5、2-3、8-3	地域防災対策室
■地域防災計画の修正	3-1	地域防災対策室
■業務継続計画（BCP）の策定・修正	3-1	地域防災対策室
■ICT部門の業務継続計画（ICT-BCP）等	3-1	情報政策課
■公共施設等総合管理計画の推進	1-1、3-1、8-4	財政課
■職員の防災訓練（図上訓練等）の実施	3-1	地域防災対策室
■災害時応援体制の構築	3-1、8-2	地域防災対策室
■被災家屋調査体制及び罹災証明書発行体制の整備	8-3	税務課、地域防災対策室
■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供	7-2、8-3	放射能対策室

2 住宅・都市

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■住宅・建築物の耐震化等	1-1、6-3	建築課
■公営住宅等ストック総合改善事業 (刈敷田・黒木田団地)の推進	1-1、1-4	建築課
■公園・広場等の安全対策	1-1、1-4	都市整備課
■無電柱化の推進	1-1、1-4、2-1、2-2、2-4、4-1、5-1、6-1、 8-4	都市整備課
■浸水対策事業	1-3、1-4、2-1、2-2、6-2	下水道課
■雨水排水機場の耐震化・耐浸水化	1-3、1-4、2-1、2-2、6-2	下水道課
■公共下水道施設の計画的な改築 更新	1-3、2-5、2-6、6-2、8-4	下水道課

3 保健医療・福祉

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■感染症予防対策の推進	2-5、2-6	保健センター
■救急・救命体制の整備	1-1、2-3	地域防災対策室
■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化	1-1、1-2、1-4、2-6	教育委員会総務課
■地区公民館の老朽化対策	2-6	中央公民館
■避難所の開設運営	1-1、1-2、1-4、2-6	社会福祉課、健康福祉課
■学校管理者と連携した円滑な避難所の開設	1-1、1-2、1-4	教育委員会総務課
■避難行動要支援者の避難対策及び福祉避難所の開設運営	1-4、1-5、2-6	社会福祉課
■避難行動要支援者の把握	1-4、1-5、2-6	社会福祉課
■災害ボランティア受入体制の確立	8-2	企画政策課

4 ライフライン・情報通信

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■断水時の給水活動体制の整備	2-1、6-2	財政課
■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営 (再掲)	2-1、2-6、3-1	地域防災対策室
■再生可能エネルギーの導入拡大	6-1	企画政策課
■防災行政無線システムの適正な 管理・運用 (再掲)	1-1、1-2、1-4、1-5、3-1、4-1、4-2	地域防災対策室
■防災行政無線の内容確認電話の 回線増設 (再掲)	1-1、1-2、1-4、1-5、3-1、4-1、4-2	地域防災対策室
■緊急情報の伝達手段の多重化 (再掲)	1-1、1-2、1-4、1-5、3-1、4-1、4-2	地域防災対策室
■福島県総合防災情報ネットワーク システムの管理・運用 (再掲)	3-1、4-1	地域防災対策室

5 経済・産業

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■企業等の事業継続力強化の支援	5-1	商工観光課
■相馬工業用水道設備の強靱化	2-1、2-4、5-1、6-1、6-2	商工観光課

6 交通・物流

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■地域公共交通等の確保	6-3、8-3	企画政策課
■落石・土砂流入防止施設の整備	1-1、1-4、2-2、6-3、8-4	土木課
■緊急輸送道路の防災・減災対策	2-1、2-2、2-4、5-1、6-1、6-3、8-4	都市整備課
■防災拠点を結ぶ体系的な道路ネットワークの整備	1-1、1-2、1-3、1-4、2-1、2-2、2-4、5-1、6-3、8-4	都市整備課
■交通ネットワークの整備	1-1、1-3、1-4、2-2、5-1、6-3、8-4	土木課
■津波避難路等の整備	1-2、1-5	土木課
■道路管理者間の連携体制の構築	1-5、2-2	都市整備課
■歩行者避難空間の確保	1-1、1-3、1-5、6-3	土木課
■橋梁・トンネルの耐震対策	1-1、1-4、2-1、2-2、6-2、6-3、8-4	土木課
■橋梁・トンネルの長寿命化	1-1、1-4、2-1、2-2、6-2、6-3、8-4	土木課

7 農林水産

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■耕作放棄地の発生防止と解消	7-3	農業委員会
■食料生産基盤の整備（ほ場区画整理）	5-2、7-3	農林水産課
■農業水利施設の長寿命化・防災減災	5-2、7-1	農林水産課
■農業用水の渇水対策	6-4	農林水産課
■ため池の決壊等による被害の防止	7-1	農林水産課
■農道・林道の整備	2-2、5-2	農林水産課、 土木課
■湛水防除施設の整備等	1-3	農林水産課
■森林の整備及び治山施設の整備	1-4、7-3	農林水産課
■ダムの維持管理・老朽化対策	7-1	農林水産課
■有害鳥獣被害防止対策の充実強化	7-3	農林水産課
■家畜伝染病対策の充実強化	2-5、7-4	農林水産課
■農業・林業の担い手確保と育成	7-3	農林水産課
■風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等	7-4、8-3	農林水産課
■水産関係施設の整備等	5-1、5-2	農林水産課

8 環境

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■災害廃棄物処理体制の強化	8-1	生活環境課
■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲）	1-3、2-5、2-6、6-2、8-4	下水道課
■合併処理浄化槽への転換促進	2-5、6-2	下水道課
■家畜伝染病対策の充実強化（再掲）	2-5、7-4	農林水産課
■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供（再掲）	7-2、8-3	放射能対策室

9 国土保全・土地利用

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■河川の改修の推進・維持管理の強化等	1-3、1-4、1-5、2-1、2-2、6-2	都市整備課
■普通河川の土砂浚渫	1-3、1-4、2-1、2-2、6-2	土木課
■土砂災害防止対策の推進	1-4、1-5、2-2、6-2、7-1、8-4	都市整備課
■森林の整備及び治山施設の整備 (再掲)	1-4、7-3	農林水産課

<横断的分野>

10 リスクコミュニケーション（意識啓発等）

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■自主防災組織の育成支援	1-1、1-2、1-4、1-5、2-3、8-3	地域防災対策室
■救急・救命体制の整備（再掲）	1-1、2-3	地域防災対策室
■防犯体制の充実	8-3	地域防災対策室
■津波の一時避難場所標識の設置	1-2、1-5	地域防災対策室
■津波ハザードマップの作成、活用の促進（再掲）	1-2、1-5	地域防災対策室
■洪水ハザードマップの作成、活用の促進（再掲）	1-3、1-4、1-5	地域防災対策室
■土砂災害ハザードマップの作成、活用の促進（再掲）	1-4、1-5	地域防災対策室
■防災備蓄倉庫の適正な管理・運営（再掲）	2-1、2-6、3-1	地域防災対策室
■風評等の防止に向けた適切な情報発信・販売対策等（再掲）	7-4、8-3	農林水産課
■空間放射線量の監視体制の確保、市民への情報提供（再掲）	7-2、8-3	放射能対策室
■保護者への迅速で確実な情報伝達	1-1、1-2、1-4、1-5	学校教育課
■防災教育の推進	1-1、1-2、1-4、8-3	学校教育課
■放射線教育の推進	7-2、8-3	学校教育課
■災害ボランティア受入体制の確立（再掲）	8-2	企画政策課
■地域防災計画の修正（再掲）	3-1	地域防災対策室

11 老朽化対策

強靱化施策	リスクシナリオ番号	担当課
■学校施設の機能強化、耐震化・長寿命化（再掲）	1-1、1-2、1-4、2-6	教育委員会総務課
■地区公民館の老朽化対策（再掲）	2-6	中央公民館
■橋梁・トンネルの長寿命化（再掲）	1-1、1-4、2-1、2-2、6-2、6-3、8-4	土木課
■公共下水道施設の計画的な改築更新（再掲）	1-3、2-5、2-6、6-2、8-4	下水道課
■農業水利施設の長寿命化・防災減災（再掲）	5-2、7-1	農林水産課
■ダム of 維持管理・老朽化対策（再掲）	7-1	農林水産課
■公共施設等総合管理計画の推進（再掲）	1-1、3-1、8-4	財政課

相馬市国土強靱化地域計画 策定・修正の履歴

令和2年6月17日 相馬市国土強靱化地域計画 Ver. 1.0 策定

相馬市国土強靱化地域計画

相馬市総務部地域防災対策室

〒 976-8601 相馬市中村字北町 63 番 3 号
電話 : 0244-37-2121 F A X : 0244-35-4196